

平成26年度補正

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)

公募要領 (三次公募)

集合住宅は、一次公募とは受付・審査方法が異なっているので注意すること。

申請者(共同申請者)、手続代行者は、公募要領について熟読し十分理解した上で申請をすること。

平成27年6月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. SIIから補助金の交付決定を通知する前において、契約・工事着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還して頂くこととなります。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号 最終改正:平成14年12月13日法律第152号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)(補正予算に係るもの)」は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行おうとする方に交付するものです。

INDEX

事業概要

1-1. 趣旨	5
1-2. 事業内容	
(1) 補助金名	5
(2) 事業規模(三次公募)	5
(3) 申請者の資格	5
(4) 事業の要件	6
(5) 補助対象となる製品	7
(6) 補助対象となる費用	7
(7) 補助率及び補助金額	8
(8) スケジュール	8
(9) 事業スキーム	9
(10) 全体スケジュール	10

事業概要の補足

2-1. 申請者と改修部位の区分	12
2-2. 戸建住宅及び集合住宅(分譲・個人)の改修	
(1) エネルギー計算について	13
(2) 改修済みガラス・窓・断熱材について	16
(3) 補助対象費用について	17
(4) 断熱改修における一般的な注意事項	19
2-3. 集合住宅(分譲・賃貸)の全体改修	20

事業の実施

3-1. 事業スケジュール(三次公募以降)	22
3-2. 公募～交付決定	
(1) 事業の公募について	23
(2) 申請について	23
(3) リース事業者等との共同申請について	23
(4) 手続代行者について	23
(5) 審査・選考について(集合住宅向けのみ)	24
(6) 交付の決定について	24
3-3. 補助事業の開始～完了	
(1) 補助事業の開始について	25
(2) 補助事業の計画変更について	25
(3) 工事完了日について	25
3-4. 実績報告～補助金支払い	
(1) 実績報告及び額の確定について	25
(2) 現地調査について	25
(3) 補助金支払いについて	25
(4) 事業成果の公表について	25
(5) 取得財産の管理等について	26
(6) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	26
3-5. その他注意事項	27

INDEX

4 申請の方法

4-1. 必要提出書類について	
(1) 個人申請の場合	29
(2) 集合住宅全体申請の場合	31
4-2. 申請方法	33
4-3. 申請書提出期間及び提出先	
(1) 申請書提出期間	33
(2) 申請書提出先及び問合せ先	33

5 交付申請書及び添付書類の記入例

5-1. 個人・戸建住宅申請の場合	
(1) 提出書類チェックリスト	35
(2) 交付申請書(様式第1、1-2、1-3)	36
(3) 実施計画書(定型様式1)	39
(4) 費用総括表(定型様式2)	41
(5) 費用明細書(定型様式3)	42
(6) 個別エネルギー計算書(定型様式4)	44
(7) 交付要件等確認書(定型様式7)	47
(8) 役員名簿(様式第1-3(別紙))	48
5-2. 個人・集合住宅申請の場合	
(1) 提出書類チェックリスト	50
(2) 交付申請書(様式第1、1-2、1-3)	51
(3) 実施計画書(定型様式1)	54
(4) 費用総括表(定型様式2)	55
(5) 費用明細書(定型様式3)	56
(6) 交付要件等確認書(定型様式7)	58
(7) 役員名簿(様式第1-3(別紙))	59
5-3. 集合住宅全体申請の場合	
(1) 提出書類チェックリスト	61
(2) 交付申請書(様式第1、1-2、1-3)	62
(3) 実施計画書(定型様式1)	65
(4) 費用総括表(定型様式2)	67
(5) 費用明細書(定型様式3)	68
(6) 住戸タイプ別 明細書【費用】(定型様式3-2)カバー工法の場合	69
住戸タイプ別 明細書【数量】(定型様式3-3)カバー工法の場合	70
(7) 住戸タイプ別 明細書【費用】(定型様式3-2)ガラス交換の場合	71
住戸タイプ別 明細書【数量】(定型様式3-3)ガラス交換の場合	72
(8) 交付要件等確認書(定型様式7)	73
(9) 役員名簿(様式第1-3(別紙))	74

6 参考資料

■ 住宅所在地地域区分	76
■ q値・m _c 値・m _H 値算出計算書(定型様式5-1)	84
■ Q値算出計算書(定型様式5-2)	89
■ リース等料金計算書(定型様式6)	97

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅等の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものである。

1-2 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助金名

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

(2) 事業規模（三次公募）

約15億円（戸建住宅向け 約3億円）
（集合住宅向け 約12億円）

※ただし、戸建住宅、集合住宅の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合がある。

※四次公募の事業規模は未定。

(3) 申請者の資格

下記①～③いずれかに該当する者を対象とする。

ただし、「様式第1－3交付申請書 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- ① 戸建住宅・集合住宅（分譲）の所有者。ただし、当該住宅が下記A～Cの条件を全て満たす場合に限る。
 - A. 申請者が常時居住する住宅であること。（住民票に示す人物と同一であること）
 - B. 専用住宅であること。
（店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー（電気・ガス等）を分けて管理できていること
及び断熱工事においても区分されていること）
 - C. 申請時に申請者自身が所有していること。（登記事項証明書の提出を求める場合がある）
- ② 集合住宅（分譲）の管理組合又は集合住宅（賃貸）※1の所有者。
・集合住宅（分譲）の場合は、当該住宅が下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。
 - A. 原則、当該集合住宅の全戸を改修すること。
ただし、集合住宅（賃貸）の場合は、1戸からの申請も可とする。
 - B. 改修する住戸に原則常時居住する住民がいること。
- ③ 転売物件（戸建住宅・集合住宅（分譲））を購入し、所有を予定している者。ただし、下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。
 - A. 申請者は購入後の所有者とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること。
（交付申請時に住民票が移されていない場合は、売買契約書により居住予定者であることが確認できること）
 - B. 「補助事業実績報告書」提出時に、当該住宅住所の住民票が提出できること。

※1 社宅等も含む。

（注）リース事業者等との共同申請を認める。

（４）事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 既築住宅等※¹の改修において、SIIに登録された高性能建材※²を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減すること。
- ② 改修によるエネルギー計算結果は、「エネルギー計算結果早見表」（P14・15参照）に従うこと。
- ③ ②以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算書を添付し、申請すること。
- ④ **交付決定通知日以降に契約すること。**
- ⑤ 補助事業に係る工事は、補助事業の「交付決定通知書」※³に記載する交付決定通知日以降に契約・着工（工事着手）すること。
交付決定通知日より前に契約・着工した場合は、事前契約・着工とみなし、これを認めない。
また、工事契約の中で本事業に関わる断熱工事以外の工事（対象外工事）を含む場合も一連の工事と判断し、対象外工事の部分であっても事前契約・着工をした場合は、原則これを認めない。
- ⑥ 導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。※⁴
- ⑦ 工事完了日から30日以内又は平成28年1月18日（月）のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を必ず提出できること。なお、**工事完了日は、申請内容に係る工事が完了した日もしくは補助対象工事の支払いが完了した日（領収書の日付）のいずれか遅い日とする。**
「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。
- ⑧ 個人の申請者が、集合住宅（分譲）の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で窓の改修が認められていること。
- ⑨ 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住居部※⁵の改修を行うことも可とする。ただし、非住居部※⁵のみの改修は不可とする。

※¹ 新築及び、オフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。

※² 次項「（5）補助対象となる製品」参照。対象製品は順次SIIホームページに公表する。

※³ SIIは「交付申請書」を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し、交付決定を行う。

申請者は、交付決定通知日以降、速やかに工事に着手すること。

・「交付決定通知書」は補助金額を決定するものではない。

・交付の決定については、文書にて申請者に通知する。

※⁴ 現場吹込み、現場吹付け、真空断熱材等にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。

※⁵ エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう。

ただし、倉庫や駐車場等は補助対象外とする。

（注）申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

（5）補助対象となる製品

外部審査委員会が予め承認した以下の基準に基づき、申請された建材がその基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。

また、リース製品についても補助対象として認める。

- ① SIIの定める要件を満たし、SIIに製品型番が登録されている製品であること。*1
- ② 未使用品であること。

※1 SIIに登録されていないガラス、窓、断熱材を用いた改修工事は補助対象外とする。

SIIは製造事業者等（以下「メーカー」という）からの対象製品登録の申請を受け付け、その内容を審査し、対象となる製品の登録を行う。対象製品は順次SIIホームページにて公表する。

なお、平成26年度高性能建材導入促進事業で既に登録されている製品については、本事業においても原則そのまま対象製品とする（当該メーカーから変更・廃番等の連絡がある場合は、この限りではない）。

（6）補助対象となる費用

① 費用区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

A. 材料費

SIIが認め、登録された高性能建材（ガラス・窓・断熱材）の購入費用。

（注）設備機器等は、補助対象外とする。

B. 工事費

上記、高性能建材の設置取付と一体不可分の工事費用（一部補助対象外となる場合もある）。

（注1）諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税等は補助対象外とする。

（注2）交付申請書に添付された見積書に値引きを計上している場合は、見積費全体に係るものとみなし、補助対象費用にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、材料・工事費共に本補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定すること。

（注）申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む）の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る確定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意すること。

国土交通省の「省エネ住宅ポイント」に申請している、又は申請予定の建材は、ポイントの発行と重複して本補助金の交付決定はされないので注意すること。

（7）補助率及び補助金額

① 補助率

補助対象費用の1/3以内とする。

② 補助金額

上限 150万円/1戸

（注1）集合住宅の全戸改修においても1戸あたりとする。

（例えば、集合住宅50戸を改修する場合は、150万円/1戸×50戸が上限金額となる）

（注2）集合住宅の共用部である非住居部を改修する場合は、当該非住居部のロビー、集会所、管理人室等を合わせて、上限金額は150万円とする。

（8）スケジュール

① 対象製品登録

申請期間（二次公募）：平成27年5月1日（金）～平成27年7月31日（金）17:00 SII必着分まで。

（注）対象製品の登録申請については随時受付を行い、承認・登録された製品は、SIIホームページにて公表する。

② 補助事業申請（一般公募）

事業期間：平成28年3月31日（木）まで。

（原則、単年度事業とする）

申請期間（三次公募）：平成27年6月22日（月）～平成27年7月13日（月）17:00 SII必着分まで。

申請期間（四次公募）：平成27年7月末～平成27年8月末（予定）

（注1）ただし、上記事業期間中にSIIが指定する高性能建材を導入する工事を行い、補助金の支払いを完了させるため、工事完了期限は原則平成27年12月18日（金）、「補助事業実績報告書」の提出期限は平成28年1月18日（月）までとする。

「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。

（注2）交付決定通知日より前に契約・工事着工した場合は、事前契約・着工とみなし補助対象外とする。

③ 交付申請書の受け付けについては、以下の通りとする。

戸建住宅向け：補助事業申請の合計額が事業規模に達した場合、補助事業申請期間内であっても事業規模に達した日の前日をもって公募を終了し、事業規模に達した日以降に到着した申請分は原則受け付けないので、十分注意すること。

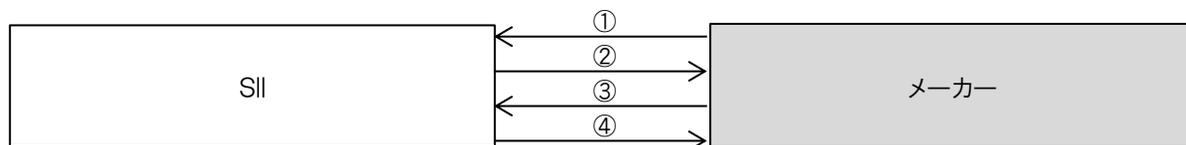
集合住宅向け：**一次公募から以下のとおり変更する。**

到着順とはせず、申請期間内に到着した申請分は、要件の不適合、書類の不備等がない限り全て審査・選考対象とし、審査委員会においてP24の通り審査・選考を行い、上位のものから順に採択する。

（9）事業スキーム

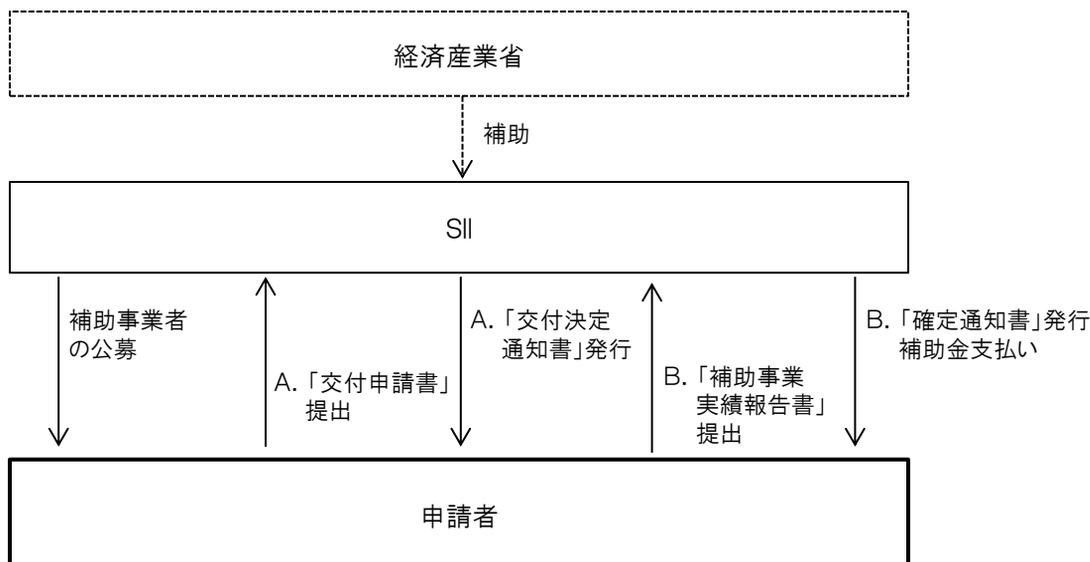
■対象製品登録のスキーム

- ① メーカーコード発行申請（メールにて）
 - ・メーカーは、SIIにメーカーコードの発行申請を行う。
 - ※平成26年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。
- ② メーカーコード発行
 - ・SIIはメーカーへメーカーコードの発行を行う。
- ③ 対象製品登録申請（送付にて）
 - ・メーカーは、ガラス・窓・断熱材の対象となる製品の型番や名称等をSIIに登録申請する。
- ④ 審査結果通知の送付・対象製品の登録完了
 - ・SIIが製品の性能について審査した上で対象製品として承認した際には、SIIからメーカーへ「審査結果通知」の発行（送付）を行い登録完了となる。

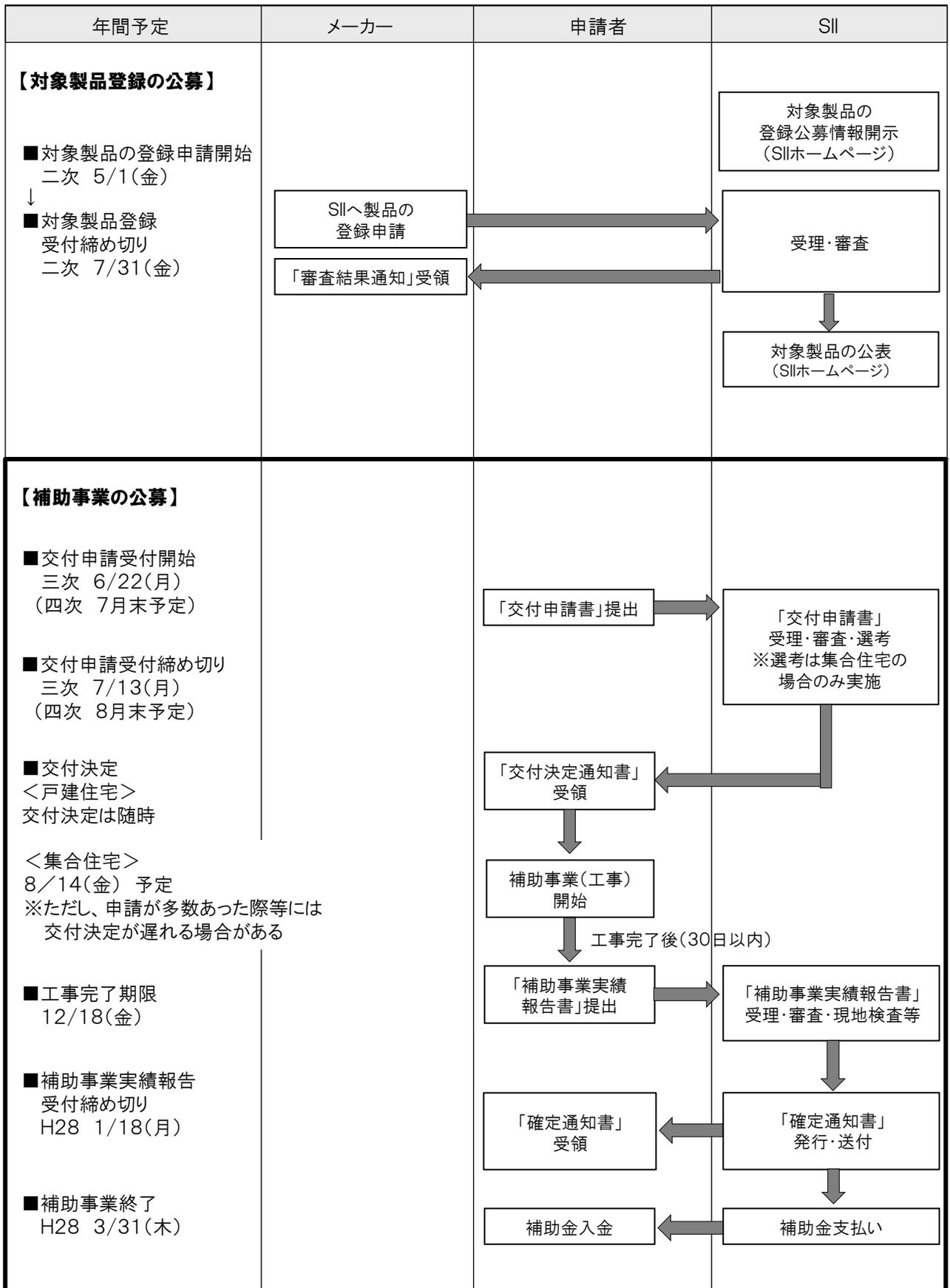


■補助事業申請のスキーム

- A. 申請者は、「交付申請書」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「交付申請書」を受け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」を発行（送付）する。
- B. 「交付決定通知書」を受領した申請者は、速やかに工事を行い工事完了後「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「補助事業実績報告書」を受け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「確定通知書」を発行（送付）し、補助金の支払いを行う。



(10) 全体スケジュール



2. 事業概要の補足

2 事業概要の補足

2-1 申請者と改修部位の区分

申請者と改修部位等の区分は下表の通りとする。

申請者※1	既築住宅	対象となる改修	補助対象製品の区別	戸数
住宅の個人所有者 又は 転売後の個人所有者	戸建	改修率25%以上 ※2	内窓・外窓・断熱材	1戸
	集合住宅(分譲)	専有部改修	ガラス※3・内窓・断熱材	
		共用部改修	ガラス※3	
管理組合の代表者※4	集合住宅(分譲)	共用部改修※5	ガラス・内窓・断熱材	全戸
賃貸、社宅等の 所有者	集合住宅(賃貸) 社宅	住居部の改修 非住居部の改修※5	ガラス・内窓・断熱材	1戸～ 全戸

※1 リース事業者等との共同申請を認める。

※2 改修する床面積合計の延床面積に占める割合をいう。

※3 当該集合住宅において、管理規約等でガラス・窓の改修が認められていること。

※4 管理組合の代表者は、対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会での承認決議を得ること。

※5 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住居部の改修を行うことも可とする。
ただし、非住居部のみの改修は不可とする。

非住居部は、エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう。

（倉庫や駐車場等は補助対象外とする）

2-2 戸建住宅及び集合住宅(分譲・個人)の改修

(1) エネルギー計算について

高性能建材導入にあたっては、前提として以下の要件を満たすものとする。

- ・住宅全体の一次エネルギー消費量の15%を削減すること。
- ・高性能ガラスは、熱貫流率(U値)2.33 W/(m²・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能窓は、熱貫流率(U値)2.33 W/(m²・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能断熱材は、熱伝導率値(λ値)0.041W/(m・K)以下(ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材はR値=2.7m²・K/W以上とする)のSIIに登録されたものを導入し、高性能建材導入組合せ表に記載の熱抵抗値(R値)を満足すること(重ね貼りも可とする)。

※本値は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。
(以降、熱貫流率=U値、熱伝導率=λ値、熱抵抗値=R値と表記、単位省略)

①戸建住宅の改修におけるエネルギー計算

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表1を参照のこと。
- ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取り付けとする。
- ・床^{※1}を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。
- ・換気小窓^{※2}、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修の対象外とする。

※1 床とは、外気に接する床(張出し床、ガレージ上等)及びその他の床をいう。

※2 障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

- ・居間又は主たる居室を中心に改修し、その外壁、床、窓及び天井^{※3}全体の4部位のうち2部位以上を組み合わせる改修すること(表2の1～11の組合せ番号による組み合わせ)。
- ・改修する床面積合計の延床面積に占める割合が「表2 エネルギー計算結果早見表」に記載の割合以上であること。非居室を含んでもよい。

※3 天井とは、屋根の直下の天井、及び外気等に接する天井をいう(屋根を含む)。

<表2の見方>

- ・部位別組合せ番号、1～11の組み合わせで地域区分の○及び「30%以上・40%以上・50%以上・100%」と記載の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○及び「30%以上・40%以上・50%以上・100%」と記載以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減できることを証明した計算書を添付して申請すること(計算書は所定のものを使用すること)。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室:COP3.7以上 その他の居室:COP4.8以上又は省エネ基準達成率121%以上(統一省エネラベル5つ星)の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表1 高性能建材導入組合せ表

U値・R値	組合せ 番号	断熱 部位数	改修部位				
			天井		外壁	床	窓
			1～3地域	4～8地域			
天井：R値 \geq 2.7・5.4 外壁：R値 \geq 2.7 床：R値 \geq 2.2 窓：U値 \leq 2.33	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.2	2.33
	2	3部位	5.4	2.7	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	2.2	
	4				2.7	2.2	2.33
	5	2部位	5.4	2.7		2.2	2.33
	6		5.4	2.7	2.7		
	7		5.4	2.7		2.2	
	8		5.4	2.7			2.33
	9				2.7		2.33
	10				2.7	2.2	
	11					2.2	2.33

表2 エネルギー計算結果早見表

○…改修率25%以上であること

組合せ 番号	断熱 部位数	天井	外壁	床	窓	地域区分								
						1	2	3	4	5	6	7	8	
1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○	○	個別の 計算 ※1
2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	○	50%以上	
3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○	○	40%以上	
4			外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○		
5	2部位	天井		床	窓	○	○	○	○	○	○	○	40%以上	
6		天井	外壁			○	○	○	○	○	○	○	100%	
7		天井		床		○	○	○	○	○	○	○		
8		天井			窓	○	○	○	○	○	○	○		
9			外壁		窓	○	○	○	30%以上	40%以上	40%以上			
10			外壁	床		○	○	○	○	○	○	○		
11			床	窓	○	○	○	○	○	○	○			

<表2について>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」において、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値=2.2、2.7、5.4の断熱材・U値=2.33の窓」に改修した条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成25年基準」にてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の設計一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

※1 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量を15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること。
(書式自由又は定型様式4及び定型様式5)

②集合住宅の改修におけるエネルギー計算

住居部及び非住居部共に以下の要件を満たすこと。

- ・窓全部の改修とする。
- ・改修はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法、建具交換）による改修、内窓の取り付けとする。
ただし、換気小窓^{※1}、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修の対象外とする。

<表3の見方>

- ・1～6地域においては、U値2.33以下のガラスを導入すること。
ただし内窓の取り付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値2.33以下とすること。
- ・7、8地域においては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減できることを証明した計算書を添付して申請すること。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室:COP3.7以上 その他の居室:COP4.8以上又は省エネ基準達成率121%以上（統一省エネラベル5つ星）の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表3 エネルギー計算結果早見表(窓)

部位	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
窓	○	○	○	○	○	○		
	個別の計算 ^{※2}							

※1 障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

※2 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量を15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること(書式自由)。

1～6地域においても要件を満たした改修であれば、個別の計算書を提出することも可とする。

<表3について>

代表的な一般住宅(集合住宅、延べ床面積54.37㎡)において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値=2.33のガラスを使用した窓」に改修するとして条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成25年基準」にてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の設計一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

■個別の計算について

- ・一次エネルギー消費量の削減率の個別の計算を行う場合には、平成25年改正省エネルギー基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)をもとに行うこと。

「平成25年改正省エネルギー基準」に関する詳細は、

「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(独立行政法人 建築研究所)」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説(住宅編)」を参照。

<解説> http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf

<設計一次エネルギー消費量算定方法> <http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

- ・集合住宅全体の「個別の計算」については、以下の計算を行うこと。

原則、全住戸のそれぞれの断熱改修前の設計一次エネルギー消費量(E₁)、断熱改修前・後の空調設備設計一次エネルギー消費量(AE₁、AE₂)を求め、以下の式により算出。

$$\text{全住戸の一次エネルギー消費量の削減率(\%)} = \frac{\Sigma AE_1 - \Sigma AE_2}{\Sigma E_1} \times 100 \quad \text{※小数点以下第二位を四捨五入}$$

ただし、以下の手順による略式計算も可とする。

■略式計算の例(5階建の4住戸／階の集合住宅の場合)

a5	b5	c5	d5
a4	b4	c4	d4
a3	b3	c3	d3
a2	b2	c2	d2
a1	b1	c1	d1

※住戸タイプa2～a4は同じ設計一次エネルギー消費量としてよい(b2～b4、c2～c4、d2～d4も同様)。

E1an : 断熱改修前のa住戸タイプn階住戸の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

AE1an : 断熱改修前のa住戸タイプn階住戸の空調設備設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

AE2an : 断熱改修後のa住戸タイプn階住戸の空調設備設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

$$\Sigma E_1 = \sum_{n=1}^5 (E_{1an} + E_{1bn} + E_{1cn} + E_{1dn}) = E_{1a1} + E_{1a2} \times 3 + E_{1a5} + E_{1b1} + E_{1b2} \times 3 + E_{1b5} \dots$$

$$\Sigma AE_1 = \sum_{n=1}^5 (AE_{1an} + AE_{1bn} + AE_{1cn} + AE_{1dn}) = AE_{1a1} + AE_{1a2} \times 3 + AE_{1a5} + AE_{1b1} + AE_{1b2} \times 3 + AE_{1b5} \dots$$

$$\Sigma AE_2 = \sum_{n=1}^5 (AE_{2an} + AE_{2bn} + AE_{2cn} + AE_{2dn}) = AE_{2a1} + AE_{2a2} \times 3 + AE_{2a5} + AE_{2b1} + AE_{2b2} \times 3 + AE_{2b5} \dots$$

※非住居部を含めて申請する場合、非住居部については非住宅建築物に関する平成25年改正省エネルギー基準に係る一次エネルギー消費量の計算プログラムを使用すること。

(2) 改修済みガラス・窓・断熱材について

申請する既築住宅等に、既に取り付けてある建材(ガラス・窓・断熱材)が、平成26年度 高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの)の登録製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。

以下の書類を全て提出すること(「交付申請書」提出の際に添付すること)。

- ・建築士による証明書の原本
 - ※平成26年度 高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの)の登録製品名、登録型番と同一である旨を記載し、建築士登録番号及び建築士の氏名、捺印をした証明書(書式自由で可とする)
- ・建築士免許のコピー
- ・該当建材の出荷証明書又は施工証明書等のコピー
- ・該当建材のカタログのコピー
- ・該当箇所を示した平面図・立面図のコピー
- ・該当箇所の現況写真(窓、断熱材が分かること)

（3）補助対象費用について

①補助対象費用の範囲

P7(6)①に準拠し、詳細は下表の通りとする。

区分	項目	内容	
補助対象	共通	材料費	・SIIが認め、登録された高性能建材(ガラス・窓・断熱材)の購入費用 例：ガラス、外窓、内窓、グラスウール等
		工事費	・高性能建材の設置取付と一体不可分の工事費 例：窓交換工事費、断熱改修に伴う下地材の撤去及び復旧工事費、運搬費、養生費等 ・高性能建材の設置取付と一体不可分の高性能建材以外の材料費 例：ガラス、窓交換に必要な不可欠な部材等、断熱改修に伴う下地材等の費用
	改修部位	天井	・既存天井の撤去費用、復旧費用 (断熱改修に必要な石膏ボード等の材料費と取付費) ・高性能断熱材費用及び取付費 ※クロス等、天井仕上げ材は補助対象外
		外壁	・既存壁の撤去費用、復旧費用 (断熱改修に必要な石膏ボード、合板等の材料費と取付費) ・高性能断熱材費用及び取付費 ※クロス、外壁サイディング等の仕上げ材は補助対象外
		床	・既存床の撤去費用、復旧費用 (断熱改修に必要なパーティクルボード、合板等の材料費と取付費) ・高性能断熱材費用及び取付費 ※フローリング等の仕上げ材は補助対象外
		窓	・既存窓、ガラスの撤去費用 ・高性能窓、ガラス費用及び取付費 (ガラス、窓改修に必要な額縁、ふかし枠等) ※網戸、雨戸等の付属部材は補助対象外
	補助対象外	諸経費	・諸経費、設計費、書類等の建材以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税 等
		その他	・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用

②補助対象費用の計算

戸建住宅の改修及び集合住宅(分譲・個人)の窓改修においては、添付の改修工事見積書に基づき、費用明細書に記入された補助対象費用を算定する。ただし、P19の表4・5より算出された「上限金額」と、「見積書より算出した補助対象費用(費用明細書)」のいずれか低い額を補助対象費用とする(計算方法の詳細についてはP18参照)。

真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修する場合は、上限単価表は適用されないが、上限単価と著しく乖離する際は、SIIに事前に相談すること。

■計算方法の詳細

A. 戸建住宅の場合

① 見積書より算出した補助対象費用 = ○○○○円……(A)

② 上限金額の算出

上限金額 = 該当床面積^{※1} × 該当上限単価^{※2} = △△△△円……(B)

※1 該当床面積とは、断熱改修をする部分の床面積をいい、「実施計画書(1/2)」に記載した面積をいう。
100%の改修であれば延床面積。

※2 該当上限単価とは、該当する改修部位の組合せ番号によりP19の表4から求める。

③ 補助対象費用

補助対象費用 = (A), (B)いずれか低い額 = △△△△円……(C)

B. 集合住宅(分譲・個人)の場合

① 補助対象費用の算出

・改修方法と使用する製品のグレードごとに、見積書より補助対象費用を算出する。

例：ガラスの交換(グレードA)：補助対象費用 = ○○○○円……(D)

② 上限金額の算出

・改修方法と使用する製品のグレードごとに、上限金額を算出する。

例：ガラスの交換(グレードA)：○○ヵ所の合計 ○○㎡×該当上限単価^{※3} = △△△△円……(E)

※3 該当上限単価とは、該当する改修方法の組合せによりP19の表5から求める。

③ 補助対象費用

補助対象費用 = (D), (E)いずれか低い額 = △△△△円……(F)

複数の改修方法を実施する場合は、改修方法別に補助対象費用を算出し、その合計を補助対象費用とする。

表4 戸建住宅 上限単価表 一 改修対象床面積当り

（単位：円/㎡）

組合せ番号		部位別組合せ					上限単価
		天井	外壁	床	窓		
					窓交換	内窓	
1	4部位	○	○	○	○		27,000
2	3部位	○	○	—	○		22,000
3		○	○	○	—		16,000
4		—	○	○	○		24,000
5-1		○	—	○	○	—	19,000
5-2		—	—	○	—	○	14,000
6		2部位	○	○	—	—	
7	○		—	○	—		8,000
8-1	○		—	—	○	—	14,000
8-2	—		—	—	—	○	9,000
9	—		○	—	○		19,000
10	—		○	○	—		13,000
11-1	—		—	○	○	—	16,000
11-2	—		—	○	—	○	11,000

表5 集合住宅 上限単価表 一 窓・ガラス単位面積当り※1 一

（単位：円/㎡）

製品のグレード	ガラスの交換			内窓
	ガラス交換	カバー工法 ※2	建具交換 ※3	
A	60,000			38,000
S	73,000			

※1 内窓の場合は既存の額縁内法寸法、ガラス交換・カバー工法・建具交換の場合はガラス寸法で計算された面積をいう。

※2 カバー工法とは、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。

※3 建具交換とは、障子部分である「建具+ガラス」を一体として交換することをいう。

（4）断熱改修における一般的な注意事項

- ① 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性があります。この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することができます。

木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意する必要があります。

（参照：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 自立循環型住宅のホームページ
http://www.jjj-design.org/eco_repair/technique/02.html）

- ② 部分的な断熱工事は、改修箇所によっては、断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があります。部分改修を行う際には、断熱改修箇所に注意が必要です。

2-3 集合住宅(分譲・賃貸)の全体改修

- ・集合住宅の改修にあつては、下表による。
- ・住居部、非住居部共にP15②に記載の要件を満たすこと。

対象	分譲		賃貸等	
	住居部の全住戸改修	全体の断熱材改修	住居部の改修	全体の断熱材改修
申請者 ※1	管理組合		所有者	
改修部位 ※2	・住居部の窓、又は窓部の建具部分、及びガラス部分の改修とする。 ただし、原則全住戸を改修することとする。	・屋根、外壁、床等の共用部の断熱材を改修すること。	・住居部の窓、又は窓部の建具部分、及びガラス部分の改修とする。 ・1戸からの改修も可とする。	・屋根、外壁、床等の共用部の断熱材を改修すること。
エネルギー計算	・P15「表3 エネルギー計算結果早見表(窓)」に準ずる。	・当該集合住宅の全エネルギー消費量の15%以上を削減するものであること。 ・個別のエネルギー削減計算書を添付すること。	・P15「表3 エネルギー計算結果早見表(窓)」に準ずる。	・当該集合住宅の全エネルギー消費量の15%以上を削減するものであること。 ・個別のエネルギー削減計算書を添付すること。
補助対象費用	・P17「①補助対象費用の範囲」及び「②補助対象費用の計算」に準ずる。	・P17「①補助対象費用の範囲」に準ずる。	・P17「①補助対象費用の範囲」及び「②補助対象費用の計算」に準ずる。	・P17「①補助対象費用の範囲」に準ずる。
提出書類等	・P31・32参照のこと。			
その他	・原則単年度事業とする。ただし、止むを得ない事由があり、SIの事前承認が得られた場合に限り複数年事業を認めるが、次年度の交付決定を保証するものではない。			

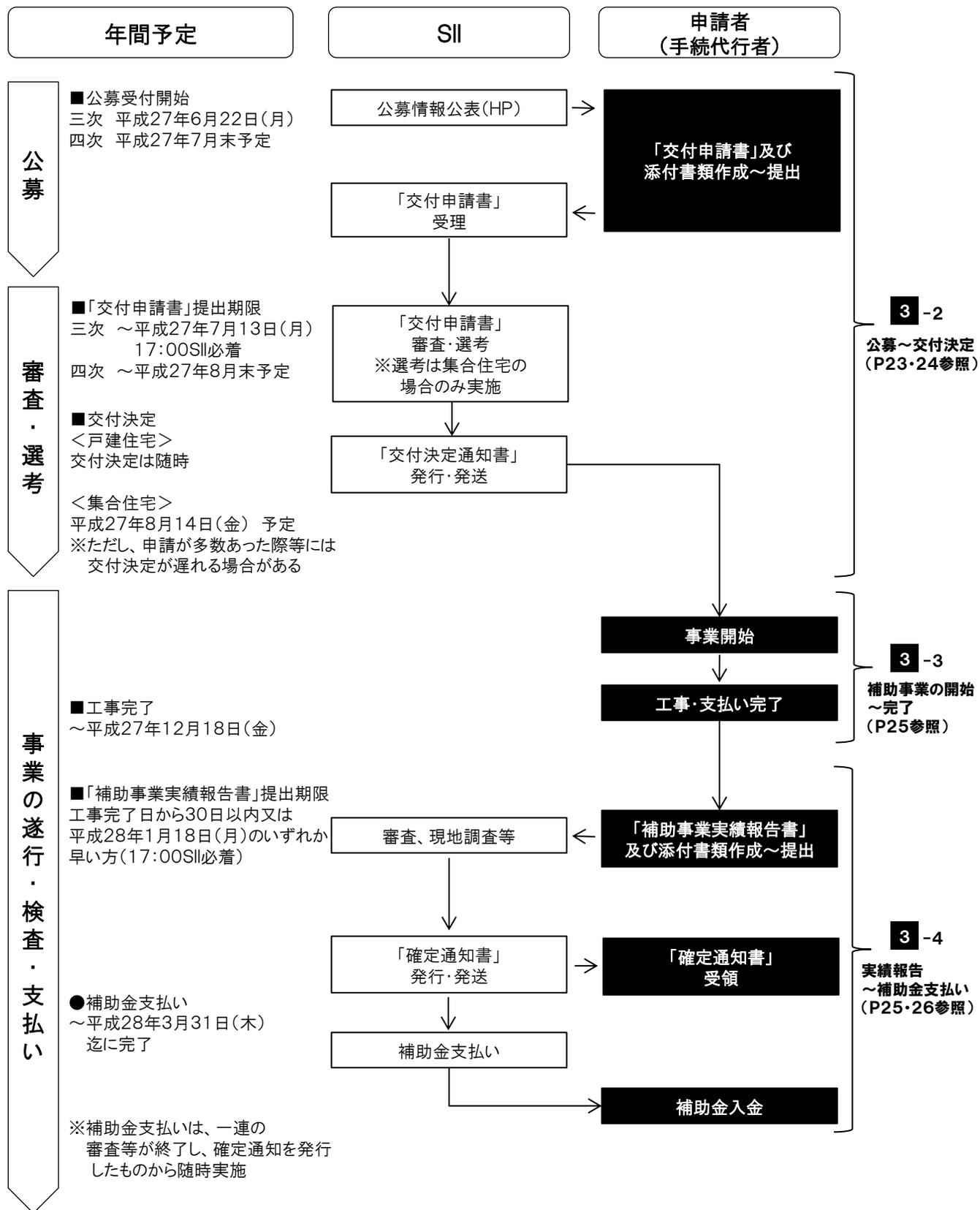
※1 リース事業者等との共同申請を認める。

※2 原則全住戸の改修と共に非住居部の改修を行うことも可とする。ただし、非住居部のみの改修は不可とする。非住居部は、エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう。
(倉庫や駐車場等は補助対象外とする)

3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 事業スケジュール(三次公募以降)



3-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募について

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIは、専用のホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募記事を掲載する。

(2) 申請について

申請者は、「5. 交付申請書及び添付書類の記入例(P34以降参照)」に従って提出に必要な書類^{※1}を作成し、1部(正本)をSII指定の提出先^{※2}に送付すること(提出書類は、全て必ず申請者控えを取っておくこと)。
また申請者は、申請書類に関するSIIからの問い合わせに対応できること。

※1 P29～32「必要提出書類について」参照

※2 P33申請書提出先及び問合せ先」参照

(注) 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

(3) リース事業者等との共同申請について

①申請方法について

- ・「交付申請書」は申請者と、リース事業者等との共同申請とする。ただし、リース事業者等に補助対象建材の所有権がない支払い委託契約等の場合は、共同申請は不要とする(以下、共同申請となるリース事業者等を「共同申請者」という)。
- ・「補助事業実績報告書」も「交付申請書」と同じく共同申請とする。

(注1) 必要提出書類についてはP29～32を参照。

(注2) リース事業者等に補助対象建材の所有権がない支払い委託契約等においては、補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該リース事業者等に一括で支払われる旨の規定がされていること。

②リース等の料金・期間について^{※3}

- ・リース料等から補助金相当分が減額されていること。
- ・高性能建材のリース等の期間は原則10年間以上とすること。10年間を下回る契約である場合にあっては、リース等の期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
- ・申請者は、所有権移転後も補助対象建材を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

※3 ただし、リース事業者等に補助対象建材の所有権がない場合の支払い委託契約等においてはこの限りではない。

(4) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という。)は、申請者の了解の下で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申請を行うこと。
手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できることを要件とする。
手続代行者は、本事業の目的(P5参照)が「高性能建材の市場拡大」であることを十分に理解するとともに、適切な申請を心がけること。

仮に手続代行者に不正行為が確認された場合には、当該申請を不正として不受理又は不採択とするとともに、同じ手続代行者を利用した他の申請についても不正として不受理又は不採択とする場合があるので、十分注意すること。

原則として手続代行者へ連絡をするので、申請者の不利益にならぬように対応すること。

「交付決定通知書」や、「確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

(5) 審査・選考について(集合住宅向けのみ) ※一次公募からの変更点

申請期間内に到着した案件について、審査委員会を設け、以下のとおり審査・選考を行い、事業規模の範囲内で上位のものから順に採択する。

① 審査・選考基準

省エネルギー率当たりの事業単価:

一次エネルギー消費量の削減率(エネルギー計算結果早見表を使用して申請する場合は15%とし、個別計算の場合は当該削減率とする)に対する、ガラスまたは窓の改修面積1㎡当たりにおける補助対象費用

$$\text{省エネルギー率当たりの事業単価 [円/(㎡・\%)]} = \frac{\text{補助対象金額(円)}}{\text{ガラス面積 or 内窓面積 の合計(㎡)}^{\ast 1}} \times \frac{1}{n(\%)}^{\ast 2}$$

※1 ガラスの交換と内窓取付の両方を実施する場合は、両方を合計した改修面積とする。

※2 エネルギー計算結果早見表を使用して申請する場合：n=15

個別の計算をする場合：n=算出した一次エネルギー消費量の削減率(小数点以下第二位を四捨五入)

(注)この場合において「補助対象金額」は、補助申請金額にかかわらず、P7「(6) 補助対象となる費用

①費用区分」のA、Bに該当する全ての経費の合計とする。補助対象金額の一部を補助申請する場合には、その旨を予めSIIに連絡すること。

② 選考方法

予算の範囲内で省エネルギー率当たりの事業単価が低い案件を上位とする。

また、事業単価が同一と認められるものにあつては、事業規模(補助対象費用の合計額)の小さい案件を上位とする。

(注1)この場合において「補助対象金額」は、補助申請金額にかかわらず、P7「(6) 補助対象となる費用

①費用区分」のA、Bに該当する全ての経費の合計とする。補助対象金額の一部を補助申請する場合には、その旨を予めSIIに連絡すること。

(注2) 交付申請時と実績報告時の省エネルギー率当たりの事業単価が乖離する場合は、補助金の支払いを行わないので十分注意すること。

ただし、交付申請時の寸法と実績報告時の寸法の誤差による面積合計の差(10%)等により生じる事業単価の乖離は、SIIが認める場合には、やむを得ないものとして取り扱う。

(6) 交付の決定について

交付決定とは、「交付申請書」を受け付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し交付決定した旨を通知するもので、補助金額を決定するものではないので注意すること。

(注1) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定する。

(注2) 交付の決定については、個別の問い合わせについては応じられませんので予めご了承ください。

3-3 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始について

交付決定の通知を受けた後、速やかに導入しようとする補助対象工事の契約及び工事の着手をすること（交付決定前の事前契約・着工は認められないので注意すること）。

(2) 補助事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認められないが、補助事業の実施中に事業内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに相談し、SIIの指示に従うこと（軽微な変更については「変更届」にて対応する）。
なお、集合住宅においては、省エネルギー率当たりの事業単価が高くなる変更は原則として認めないので注意すること。

(3) 工事完了日について

工事完了日は、申請内容に係る工事が完了した日もしくは補助対象工事の支払いが完了した日（領収書の日付）のいずれか遅い日とする。

原則、平成27年12月18日（金）までに完了すること。

例) 工事完了:12/9 支払い完了:12/10 の場合、工事完了日は12/10

工事完了:12/9 支払い完了:12/7 の場合、工事完了日は12/9

3-4 実績報告～補助金支払い

(1) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、工事が完了したら、「補助事業実績報告書」及び、必要書類^{※1}を工事完了日から30日以内又は平成28年1月18日（月）のいずれか早い日までに、SIIに提出すること。SIIは、「補助事業実績報告書」の提出を受け、申請内容に係る工事・費用等の審査を行い、かつ必要に応じて現地調査を行う。SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、「確定通知書」にて補助金額の確定を通知する。

※1 必要書類に関しては、別途「交付決定通知書」に同封される「関連書類作成要領書」を参照のこと。

(2) 現地調査について

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
- ② 手続代行者又は共同申請者がいる場合、申請者のほか、手続代行者及び共同申請者も立ち会うこと。拒否した場合は、交付決定の取消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があるので注意すること。
- ③ 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があるので注意すること。
- ④ 不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となる。

(3) 補助金支払いについて

SIIは、「確定通知書」にて補助金額を通知した後、補助金を支払う。

(4) 事業成果の公表について

本事業は省エネルギー効果等を要件としており、事業効果の検証のため、SIIからエネルギーデータの提出を求める場合がある。

（5）取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、補助金受領日から10年間の内に取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、予め「財産処分申請書（様式第7）」をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

（6）交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに注意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）
最終改正：平成14年12月13日法律第152号

<個人情報利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。

その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。

また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

3-5 その他注意事項

申請者、共同申請者、手続代行者は、特に以下の点に注意すること。

- ① 「交付申請書(様式第1)」は1物件につき1申請とする。また、同一人が複数物件の申請をすることは認めない。(申請者は申請する住宅の所有者であり、当該住宅に常時居住する者でなければならない。)
ただし、共同申請者、集合住宅の管理組合等はこの限りではない。
- ② 同一物件において、違う製品区分であっても複数回の申請は認めない。
- ③ 「交付申請書(様式第1)」の申請者、共同申請者、手続代行者の捺印は、登録印であること。
- ④ 申請者は、1名もしくは連名どちらでもよいが、申請後の変更は原則として認められない。
なお、連名の場合は全申請者分の捺印を必要とする。
- ⑤ ①を満たしかつ各戸が補助対象要件を満たしている二世帯住宅で、各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請とする。(場合により区分登記された表示登記書を提出する)
- ⑥ 申請内容の変更は原則認められないが、内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに相談し、SIIの指示に従うこと。ただし、集合住宅においては、省エネルギー率当たりの事業単価が高くなる変更は原則として認めない。
- ⑦ 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。
- ⑧ 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り工事が完了するように努めること。
適宜、SIIからその状況報告を求めることがある。
- ⑨ 原則平成27年12月18日(金)までに、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いを完了すること。
- ⑩ 工事完了の日から30日以内又は平成28年1月18日(月)のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」をSIIに必ず提出すること。
上記の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなす。
- ⑪ 申請者、共同申請者、手続代行者は最後まで事業を遂行することを心がけること。
なお、補助事業者の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件については次年度以降、申請を受理しない場合等があるので、注意すること。
- ⑫ 補助金交付後、補助対象となる住宅は、補助金受領日から10年間は解体、廃棄、転売、処分等をSIIの承認なしに行うことは出来ない。
- ⑬ 当該事業で導入した高性能建材については、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象製品導入に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しないので注意すること。
- ⑭ 申請者、共同申請者、手続代行者は、不正行為を回避するために以下について注意するとともに、確実に実行すること。
 - ・申請者、共同申請者、手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をすること。
 - ・申請者、共同申請者、手続代行者は、公募要領について熟読し十分理解した上で申請をすること。
 - ・申請者、共同申請者、手続代行者は、不正をした事が明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行うこと。
 - ・不正があった場合に、申請者、共同申請者と手続代行者間の責任の所在が明確にならない可能性があるため、責任の所在について、必要に応じ、申請者、共同申請者と手続代行者の間で受託契約を結ぶ事を推奨する。

(注)表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

4. 申請の方法

4 申請の方法

4-1 必要提出書類について

(1) 個人申請の場合

■各提出書類の内容(個人申請用)

※提出の必要有無に関しては次頁参照

No.	様式	書類名	内容	
			戸建住宅	集合住宅
1	様式第1 1-2・1-3	交付申請書【個人】	・SIが指定する交付申請書に記入	
2	定型様式1	実施計画書	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記	
3 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表	・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入	
	定型様式3	費用明細書	・SIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入 ・材工一式での費用表記は不可、費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること	
	自由	見積書のコピー	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、コピーを添付 (1)見積書表紙、及び主要工事ごとの金額及び全体金額が集計記載されている箇所 (2)補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※なお、補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと ※P7「(6) 補助対象となる費用 ①費用区分」に該当する費用であって補助申請に加えていない費用がある場合には備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと	
4 建築 図面	自由	平面図	・1/100程度の平面図であること ・全ての階について、実施計画書と同じ室名を明記 ・実施計画書に記載の「延べ床面積」の算定式を記載 ・実施計画書に記載の「断熱改修面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、算定式を記載	・室名と窓位置が分かる間取り図又は平面図であること ・費用明細書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記
		立面図	・東西南北全て ・壁の断熱改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、算定式を記載 ※壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする	
5	自由	改修前写真	・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる写真を提出	
6	自由又は 定型様式4	個別エネルギー 計算書	・「エネルギー計算結果早見表」において、個別の計算を行う場合のみ提出 ・自由書式での計算書の提出も可とする	
7	自由又は 定型様式	q値・m _c 値・m _H 値 算出計算書		
		Q値算出計算書		
8	自由	住民票	・本事業の対象製品を設置する場所の住所のもので、申請日から3か月以内に発行されたもの ・転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出	
9	自由	印鑑登録証明書	・申請日から3か月以内に発行されたもの ・連名の場合は連名者全員分の印鑑登録証明書を提出	
10	自由	管理組合の 管理規約等 <small>(共用部窓を居住者が改修するに ついて承諾する旨の記述)</small>	・管理組合の管理規約等、又は ・管理組合総会の議事録、又は ・管理組合理事長承諾の書面(申請書及び承諾書) ※管理規約等の全てを提出すること。抜粋は不可とする	
11 リース 等	自由	リース等契約書(案)	・リース料等から補助金相当分が減額されていること ・リース等の期間は原則10年間以上とすること。10年間を下回る契約である場合にあっては、リース等の期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	
	定型様式6	リース等料金計算書	・リース等契約における費用の算出をすること	
	自由	支払い委託等契約書 (案)	・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託等の事業者に一括で支払われる旨の規定がされていること	
12	定型様式7	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報利用等について確認し了解した上で申請し、かつ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)	
13	様式第1-3 (別紙)	役員名簿	・リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること	
14		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの(手続代行者のチェックでも可)	

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

■提出書類一覧(個人申請用)

○:提出必須 該:該当者のみ提出

No.	様式	書類名	申請建物の形態		正本 ※S11へ提出	副本 ※申請者控え
			戸建住宅	集合住宅		
1	様式第1 1-2・1-3	交付申請書【個人】	○	○	原本	コピー
2	定型様式1	実施計画書	○	○	原本	コピー
3 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表	○	○	原本	コピー
	定型様式3	費用明細書	○	○	原本	コピー
	自由	見積書のコピー	○	○	コピー	コピー
4 建築 図面	自由	平面図	○	○	コピー	コピー
		立面図	該 ^{※1}	該 ^{※2}		
5	自由	改修前写真	○	○	原本	コピー
6	自由又は 定型様式4	個別エネルギー計算書	該	該 ^{※3}	原本	コピー
7	自由又は 定型様式5	q値・m _c 値・m _H 値 算出計算書	該	該	原本	コピー
		Q値算出計算書	該	該	原本	コピー
8	自由	住民票	○	○	原本	コピー
9	自由	印鑑登録証明書	○	○	原本	コピー
10	自由	管理組合の管理規約等		該	コピー	コピー
11 リース 等	自由	リース等契約書(案)	該	該	コピー	コピー
	定型様式6	リース等料金計算書	該	該	原本	コピー
	自由	支払い委託等契約書(案)	該	該	コピー	コピー
12	定型様式7	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー
13	様式第1-3 (別紙)	役員名簿	該	該	原本	コピー
14		提出書類チェックリスト	○	○	原本	コピー

※1 壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。
ただし、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。

※2 原則不要とする。ただし、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。

※3 個別計算による計算書、及び平面図(各居室面積がわかるもの)、立面図、矩計図、配置図(真北と建物との方位角が明記されているもの)、全ての開口部の寸法が分かるもの(窓の姿図等)を合わせて提出すること。

(注) 各書類の詳細内容については、P29参照。

（２）集合住宅全体申請の場合

■各提出書類の内容(集合住宅全体申請用)

※提出の必要有無に関しては次頁以降参照

No.	様式	書類名	内容	
			法人の場合	非法人の場合
1	様式第1 1-2・1-3	交付申請書 【集合住宅全体】	・SIが指定する交付申請書に記入	
2	定型様式1	実施計画書	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記	
3 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表	・明細書【費用】を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入	
	定型様式3	費用明細書	・SIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入 ・材工一式での費用表記は不可、費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること	
	定型様式 3-2	住戸タイプ別 明細書【費用】	・SIが指定する費用計算に基づいて、改修工法・グレードごとに記入(材工一式での費用表記は不可) ・費用総括表、明細書【数量】との整合性が取れていること	
	定型様式 3-3	住戸タイプ別 明細書【数量】	・住戸タイプ別に製品数量の明細書を作成 ・明細書【費用】との整合性が取れていること	
	自由	見積書のコピー	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、コピーを添付 (1)見積書表紙、及び主要工事ごとの金額及び全体金額が集計記載されている箇所 (2)補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※なお、補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと ※P7I(6) 補助対象となる費用 ①費用区分に該当する費用であって補助申請に加えていない費用がある場合には備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと	
4 建築 図面	自由	平面図	・階層全てにおいて提出。部屋No.が明記されていること(例:501号室) ・窓等の改修の場合、改修箇所に窓番号等を付して明記 ※窓等の設置位置等が明記されていること ・屋根、外壁、床等の断熱材改修の場合、改修箇所(面積)が明記されていること	
		立面図	・東西南北全て (壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。)	
5	自由	建物登記簿謄本	・申請する住宅の建物登記簿謄本で、申請日から3カ月以内に発行されたもの	
6	自由	改修前写真	・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる写真を提出	
7	自由又は 定型様式4 定型様式5	個別エネルギー計算書	・「エネルギー計算結果早見表」において、個別の計算を行う場合のみ提出	
		q値算出計算書	・自由書式での計算書の提出も可とする	
8	自由	実在証明書	申請者の実在証明が可能な下記書類のうちいずれかを提出 ・商業登記の現在事項証明書 ・商業登記の履歴事項証明書 ・法人印の印鑑登録証明書	申請者の実在証明が可能な下記書類全てを提出 ただし、個人所有の場合は管理規約と議事録の提出は必要ない ・管理組合の管理規約 (理事長等選任の方法について記載があること) ・理事長等選任の議事録 ・理事長等個人の下記書類のうちいずれか一つのコピー ※有効期限内のものであること ①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④パスポート 等
9	自由	印鑑登録証明書		・申請日から3カ月以内に発行されたもの ・上記「8. 実在証明書」と同一人物のものであること(理事長等(申請者)個人のもの)
10	自由	財務諸表	申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出 ・直近3期分の決算報告書 (貸借対照表・損益計算書・財産目録)のコピー	申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出 ・財務諸表に相当する会計資料のコピー ・預貯金残高が確認できる銀行口座のコピー
11	自由	管理組合の管理規約等	・集合住宅管理組合の管理規約等 ※管理規約等の全てを提出すること。抜粋は不可とする	
		管理組合総会の議事録	・本事業に関わる改修決議を行った際の議事録 ※抜粋は不可とする	
12 リース 等	自由	リース等契約書(案)	・リース料等から補助金相当分が減額されていること ・リース等の期間は原則10年間以上とすること。10年間を下回る契約である場合にあっては、リース等の期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	
	定型様式6	リース等料金計算書	・リース等契約における費用の算出をすること	
	自由	支払い委託等契約(案)	・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託等の事業者に一括で支払われる旨の規定がされていること	
13	定型様式7	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、かつ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)	
14	様式第1-3 (別紙)	役員名簿	・集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること	
15		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの(手続代行者のチェックでも可)	

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

■提出書類一覧(集合住宅全体申請用)

○:提出必須 該:該当者のみ提出

No.	様式	書類名	管理組合の代表者又は賃貸等の所有者		正本 ※S11へ提出	副本 ※申請者控え
			法人の場合	非法人の場合		
1	様式第1・ 1-2・1-3	交付申請書【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
2	定型様式1	実施計画書	○	○	原本	コピー
3 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表	○	○	原本	コピー
	定型様式3	費用明細書	該	該	原本	コピー
	定型様式3-2	住戸タイプ別 明細書【費用】	○	○	原本	コピー
	定型様式3-3	住戸タイプ別 明細書【数量】	○	○	原本	コピー
	自由	見積書のコピー	○	○	コピー	コピー
4 建築 図 面	自由	平面図	○	○	コピー	コピー
		立面図	該※1	該※1		
5	自由	建物登記簿謄本	○	○	原本	コピー
6	自由	改修前写真	○	○	原本	コピー
7	自由又は 定型様式4 定型様式5	個別エネルギー計算書	該※2	該※2	原本	コピー
		q値算出計算書	該※2	該※2	原本	コピー
8	自由	実在証明書	○	○	原本※3	コピー
9	自由	印鑑登録証明書		○	原本	コピー
10	自由	財務諸表	○	○	コピー	コピー
11	自由	管理組合の管理規約等※4	○	○	コピー	コピー
		管理組合総会の議事録※4	○	○	コピー	コピー
12 リ ー ス 等	自由	リース等契約書(案)	該	該	コピー	コピー
	定型様式6	リース等料金計算書	該	該	原本	コピー
	自由	支払い委託等契約書(案)	該	該	コピー	コピー
13	定型様式7	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー
14	様式第1-3 (別紙)	役員名簿	○	○	原本	コピー
15		提出書類チェックリスト	○	○	原本	コピー

※1 壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。
ただし、審査に必要となる際は、提出を求められることがある。

※2 個別計算による計算書、及び平面図(各居室面積がわかるもの)、立面図、矩計図、配置図(真北と建物との方位角が明記されているもの)、全ての開口部の寸法が分かるもの(窓の姿図等)を合わせて提出すること。

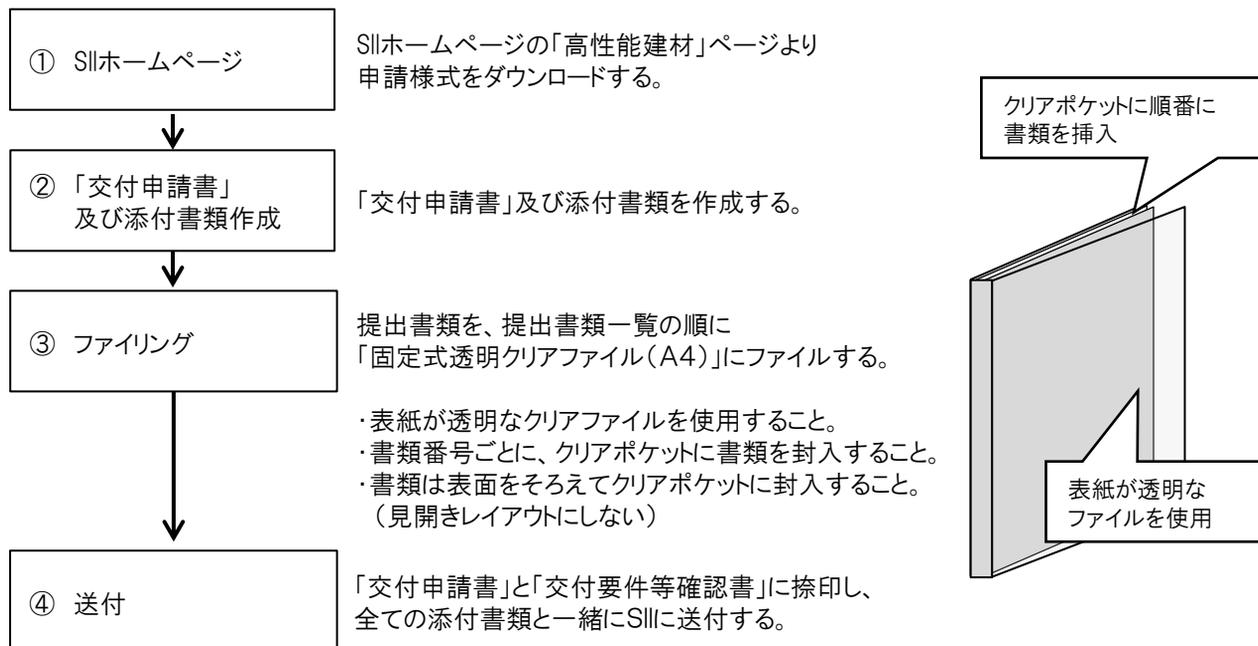
※3 非法人の場合はコピーで可とする。

※4 集合住宅(分譲)の場合のみ提出すること。

(注) 各書類の詳細内容については、P31参照。

4-2 申請方法

- ・SIIホームページの「高性能建材」のページ(<http://sii.or.jp/>)より「申請様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を2部作成し、捺印した正本1部をSIIに提出すること。
副本1部は申請者の控えとすること。 ※以降提出する全ての書類について同様の措置をとること。
- ・申請書類はP29・31の書類名ごとの順番に「固定式透明クリアファイル(A4)」綴じとし、一冊にまとめること。



4-3 申請書提出期間及び提出先

(1) 申請書提出期間

三次公募 平成27年6月22日(月) ~ 平成27年7月13日(月) 17:00SII必着
四次公募 平成27年7月末 ~ 平成27年8月末 予定

(2) 申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの)』申請係

※『既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの) 申請書在中』と必ず記入のこと。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受付けないので注意すること。

※宛先には略称SIIを使用しないこと。

※申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することは出来ないので注意すること。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4131 (平日10時~17時) FAX:03-5565-4134

※通話料がかかるので注意すること。

5. 交付申請書 及び添付書類の記入例

5-1 個人・戸建住宅申請の場合

戸建住宅の個人所有者、又は転売後の個人所有者（リース事業者等との共同申請を含む）による申請の場合は、本様式にて申請すること。

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書【個人】（様式第1、様式第1-2、様式第1-3）
- ・実施計画書（定型様式1）
- ・費用総括表（定型様式2）
- ・費用明細書（定型様式3）
- ・個別エネルギー計算書（定型様式4）
- ・ q 値・ m_c 値・ m_H 値算出計算書（定型様式5-1） ※P84以降参照
- ・ Q 値算出計算書（定型様式5-2） ※P89以降参照
- ・リース等料金計算書（定型様式6） ※P97参照
- ・交付要件等確認書（定型様式7）
- ・役員名簿（様式第1-3（別紙））

5-1 個人・戸建住宅申請の場合

(1) 提出書類チェックリスト

提出書類チェックリスト

申請者名	〇〇 〇〇〇
共同申請者名	株式会社△△リース
手続代行者名	株式会社□□
申請建物の形態	個人・戸建住宅

・申請者名を記入（連名の場合は全員分）
・共同申請者がいる場合は共同申請者名を記入
・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入

「戸建住宅」の申請に必要な
提出書類を全て揃える

チェックを入れる

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No.	様式	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	様式第1 1-2・1-3	交付申請書【個人】	原本(実印付き)	○	<input checked="" type="checkbox"/>
2	定型様式1	実施計画書	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
3	定型様式2	費用総括表	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式3	費用明細書	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	見積書のコピー	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
4	自由	平面図	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
		立面図	コピー	該※1	<input checked="" type="checkbox"/>
5	自由	改修前写真	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
6	定型様式4	個別エネルギー計算書	原本	該※2	<input type="checkbox"/>
7	自由又は 定型様式5-1	q値・m _c 値・m _H 値算出計算書	原本	該※2	<input type="checkbox"/>
	自由又は 定型様式5-2	Q値算出計算書	原本	該※2	<input type="checkbox"/>
8	自由	住民票 ※3	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
9	自由	印鑑登録証明書 ※3	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
10	自由	リース等契約書(案)	コピー	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式6	リース等料金計算書	原本	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	支払い委託等契約書(案)	コピー	該	<input type="checkbox"/>
11	定型様式7	交付要件等確認書	原本(実印付き)	○	<input checked="" type="checkbox"/>
12	様式第1-3 (別紙)	役員名簿	原本	該※4	<input checked="" type="checkbox"/>
13	本紙	提出書類チェックリスト	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>

※1 壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。
ただし、審査に必要となる際は、提出を求められることがある。

※2 P14の「エネルギー計算結果早見表」において、「個別の計算」に該当する場合のみ提出すること。

※3 住民票・印鑑登録証明書はいずれも申請日から3か月以内のものとする。
転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出すること。

※4 リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(2) 交付申請書(様式第1)

【 個 人 】

様式第1（交付申請書）

書類の作成日
（押印した日付）を記入

平成 27 年 4 月 1 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

代表理事名は「赤池学」と
記入すること

申請者 郵便番号 ○○○-○○○

住 所 ○○都○○区○○ ○-○○-○○

・申請者印は実印で捺印すること
（申請者が連名の場合は、全申請者分の
捺印をすること）

（ふりがな） ○○ ○○○

氏 名 ○○ ○○○

生 年 月 日 昭和○○年○月○日

実
印

・共同申請者は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※共同申請者がいる場合のみ
※所有権がリース事業者等でない場合
（支払い委託等）は、共同申請としない

共同申請者 郵便番号 △△△-△△△△

（リース業者等） 住 所 △△県△△市△△ △-△△-△△

会 社 名 株式会社△△リース

代表者等名 △△ △△△

代
表
者
印

・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※手続代行者がいる場合のみ

手続代行者 郵便番号 □□□-□□□□

住 所 □□県□□市□□ □-□□-□□

会 社 名 株式会社□□

代表者等名 □□ □□□

代
表
者
印

平成 26 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

事業年度は「26」と
記入すること

交付申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

(2) 交付申請書(様式第1-2)

様式第1-2 (交付申請書)

【 個人 】

記

- ・申請する住宅の所在地を記入
- ・該当する住宅区分及び地域区分を選択

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○ 都道府県 ○○ 市区町村 ○○ ○○-○○-○○		
住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅	地域区分 1・2・3・4・5・ 6 ・7・8

2. 補助金交付申請予定額

503,253

円（対象費用の1/3）税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

工事の着工予定日を記入

3. 工事期間

着工予定日	平成 27 年 8 月 1 日	完了予定日	平成 27 年 9 月 30 日
-------	-----------------	-------	------------------

申請内容に係る工事及び支払いが完了する日のことをいう
※期限:平成27年12月18日(金)まで

4. 暴力団排除に関する誓約

様式第1-3 交付申請書に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上これに同意します。

5. 申請者連絡先

電話番号	(○○) ○○○	消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入 (補助限度額150万円を超える場合は150万円と記入)	sii.co.jp
FAX番号	(○○) ○○○○ - ○○○○	緊急連絡先 (携帯等)	(○○○) ○○○○ - ○○○○

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名	株式会社△△リース	所属	△△部
担当者	△△ △△△	E-mail	kyoudou @ sii.or.jp
住所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△ △-△△-△△		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△		

7. 手続代行者連絡先

会社名	株式会社□□	所属	□□部 □□課
担当者	□□ □□□	E-mail	tetuzuki @ sii.or.jp
住所	〒 □□□ - □□□□ □□ 都道府県 □□ 市区町村 □□ □-□□-□□		
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先 (携帯等)	(□□□) □□□□ - □□□□
FAX番号	(□□) □□□□ - □□□□		

- ・各種担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
- ・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
- ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅・建築物に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

（2）交付申請書（様式第1-3）

様式第1-3（交付申請書）

【 個人 】

様式1の「作成日」と同日であること

平成 27 年 4 月 1 日

暴力団排除に関する誓約事項

- ・誓約内容について熟読すること
- ・申請書の提出をもって同意したとみなす

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 実施計画書(定型様式1) 1/2

【個人・戸建】
定型様式1(1/2)

実施計画書

※□の箇所は、該当項目に■を付ける

申請する住宅についての
情報を記入

1. 申請者 氏名 ○○ ○○○

2. リース等の形態 リース利用 割賦利用 支払い委託等

3. 住宅の概要 住宅区分 戸建住宅

築年数 35 年

居住者人数 4 人

工法 木造(軸組工法) 木造(枠組壁工法) S造 RC造
 SRC造 その他 ()

延べ床面積 120.07 m² (小数点第二位まで、三位以下切捨て)

床面積 1F 67.90 m² 2F 52.17 m² 3F m² (BF m²)

断熱改修面積 81.16 m² (小数点第二位まで、三位以下切捨て)

改修面積割合 67.6 % (小数点第一位まで、二位以下四捨五入)

地域区分 6

4. 改修部位 組合せ番号 1

・支払い委託等の場合は、
共同申請としない
・いずれも利用しない場合は、
チェックは不要とする

エネルギー計算結果早見表から
該当する組合せ番号を記入

断熱改修する部位を選択

<input checked="" type="checkbox"/> 天井全面	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁	<input checked="" type="checkbox"/> 床	窓			<input type="checkbox"/> その他
			<input checked="" type="checkbox"/> 外窓交換	<input checked="" type="checkbox"/> 内窓	<input type="checkbox"/> その他	

5. エネルギー計算方法

エネルギー計算結果早見表	
<input checked="" type="checkbox"/> 使用する(計算不要)	<input type="checkbox"/> 使用しない(個別計算) ※

※エネルギー計算結果早見表を使用しない(個別計算)の場合は、SIIに事前相談すること。

6. 断熱改修する居室等の情報(改修面積割合が100%の場合は記入不要)

室名 (断熱改修する全室名を記入) 【リビング、ダイニング・キッチン、寝室、和室、洋室、 浴室、トイレ、廊下等】	冷暖房機器設置 の有無 (有の場合は○を選択する)	床面積 (m ²)
室名① リビング	○	16.56 m ²
室名② ダイニング・キッチン		13.25 m ²
室名③ 和室		16.56 m ²
室名④ 主寝室	○	13.25 m ²
室名⑤ 子供部屋	○	10.77 m ²
室名⑥ 子供部屋	○	10.77 m ²
		m ²
		m ²
		m ²

改修面積が100%の場合は
記入不要

断熱改修床面積	81.16 m ²
延べ床面積	120.07 m ²
改修面積割合	67.6 %

7. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

<input type="checkbox"/> 平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅化リフォーム推進事業
<input type="checkbox"/> 省エネ住宅ポイント	<input type="checkbox"/> その他()

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

(3) 実施計画書(定型様式1) 2/2

8. 導入する断熱仕様

導入する断熱仕様の
 情報を記入

【個人・戸建】
 定型様式1(2/2)

住宅に導入する「窓」「断熱材」の仕様情報を記入

※複数枚に及ぶ場合
 (/ ページ)

< 窓 > ※熱貫流率 (U値): 2.33以下[W/(m²·K)]

No	種別	SII製品型番	製品名	種類		設置窓数
				ガラス構成	建具仕様	
窓1	内窓	W99AA1H	○○○○	LoE複層	樹脂製内窓	5
窓2	外窓	W99AA2H	○○○○	LoE複層	樹脂製	2
窓3						
窓4						
窓5						
窓6						
窓7						
窓8						
窓9						
窓10						
合計(設置窓数)						7

SIIに登録された高性能建材の
 製品型番と製品名を記入

SIIに登録された熱伝導率
 (λ値)を記入

< 断熱材 > ※熱抵抗値 (R値) 天井・外壁: 2.7[m²·K/W]以上、床: 2.2[m²·K/W]以上

熱的境界部位	構成	SII製品型番	断熱材の種類	熱伝導率 (λ 値)	厚み (mm)	熱抵抗値 (R値)	面積 (m ²)	合計 熱抵抗値 (R値)	
天井全面	一層目	DXYZA15PS	吹付けウレタン	0.036	200	5.6	67.9	5.6	
	二層目								
外壁	一般部	一層目	DXYZA11GW	高性能グラスウール断熱材 16K相当	0.038	105	2.8	98.7	2.8
		二層目							
	階間部	一層目	DXYZA11GW	高性能グラスウール断熱材 16K相当	0.038	105	2.8	5.6	2.8
		二層目							
床	外気に接 する部分	一層目							
		二層目							
	その他の 部分	一層目	DXYZA11PH	フェノールフォーム	0.024	55	2.3	46.4	2.3
		二層目							

部位ごとの合計R値を
 記入

※吹込・吹付・真空断熱材等の製品を申請する場合は、以下に施工業者情報を記入すること。

施工箇所	天井	施工業者名	○○断熱施工株式会社	支店名	○○支店
施工箇所		施工業者名		支店名	

< その他 > ※熱貫流率 (U値): 2.33以下[W/(m²·K)]

熱抵抗値 (R値) 天井・外壁: 2.7[m²·K/W]以上、床: 2.2[m²·K/W]以上

No	改修部位	SII製品型番	種類	設置カ所数 または面積 (m ²)	備考
その他 1					
その他 2					
その他 3					

吹込・吹付・真空断熱材等の製品を申請する場合は、
 施工業者の情報を記入
 ※SIIに登録された施工業者であること

(4) 費用総括表(定型様式2)

費用総括表

- ・費用明細書を基に、断熱する部位ごとの補助対象の合計金額を下表に記入すること。
- ・費用明細書の金額と整合性が取れるようにすること。
- ・補助対象の合計金額は、必ず[税抜]で記入すること。

断熱部位		補助対象の合計金額 [税抜]		摘要
補助 対象 費用	天井全面	計	155,800 円	
	外壁	計	542,360 円	
	床		301,600 円	費用明細書の補助対象費用の 材料費・工事費の合計を記入 ※税抜
	窓		510,000 円	
	その他	計	円	
	補助対象の見積り合計金額(A)			1,509,760 円
補助 対象 外 費用	その他工事費用、諸経費(B)		3,424,240 円	見積書の補助対象外費用の 合計を記入
	消費税(C)		394,720 円	
合計(D=A+B+C)			5,328,720 円	該当する改修部位の組合せ 番号により公募要領P19の 表4から上限単価を記入

見積書の金額と一致していること

<補助対象の上限金額算定>

上限価格表 組合せ番号	1	断熱改修面積	×	適用上限単価	算定上限金額 (小数点以下切り捨て)
部位数	4				
地域区分	6	81.16 m ²	×	27,000 円/m ²	(E) 2,191,320 円
					補助対象の見積り合計金額
					(A) 1,509,760 円

公募要領P19の表4から
該当する組合せ番号及び部位数を記入

補助対象の見積り合計金額(A)
と算定上限金額(E)で金額の低い方を記入

<適用補助対象金額・補助金交付申請予定額>

- ・適用補助対象金額(F)は、補助対象の見積り合計金額(A)と算定上限金額(E)で金額の低い方を採用すること。
- ・補助金交付申請予定額((F)÷3)が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に150万円と記入すること。

適用補助対象金額(F)	1,509,760 円
補助金交付申請予定額 [(F)÷3]	503,253 円

適用補助対象金額を
1/3にした金額を記入
※小数点以下は切り捨て

(5) 費用明細書(定型様式3)

【個人・戸建】
定型様式3

費用明細書【天井・外壁・床】

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。

単位は「㎡」表示とすること

必ず税抜金額を記入

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助対象費用>

費目	部位	種別	SII製品型番	メーカー名	製品名	厚み(mm)	面積(㎡)	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
天井 【天井 全面】		吹付け系	DXYZA15PS	株式会社〇〇〇	〇〇〇〇	200	67.9	1,000	67,900		
								計	67,900		
材料費 【外壁】	マット系	DXYZA11GW	株式会社△△△	△△△△	105	98.7	800	78,960			
		DXYZA11GW	株式会社△△△	△△△△	105	5.6	800	4,480			
								計	83,440		
材料費 【床】	ボード系	DXYZA11PH	株式会社□□□	□□□□	55	46.4	2,500	116,000			
								計	116,000		

該当する種別を、ボード系、マット系、吹込み系、吹付け系、その他より選択

SIIに登録された高性能建材の製品型番を記入

補助対象となる材料費を記入

費目	部位	工事内容	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
天井 【天井 全面】		ウレタン吹付費用	67.9	㎡	1,000	67,900		
		天井点検口設置	2	箇所	10,000	20,000		
								計
工事費 【外壁】		断熱材設置費用	104.3	㎡	800	83,440		
		既設内壁撤去費	104.3	㎡	400	41,720		
		既設内壁復旧費	104.3	㎡	800	83,440		
		既設内壁プラスターボード	104.3	㎡	400	41,720		
		補助材(下地材)	104.3	㎡	900	93,870		
		仮設足場	104.3	㎡	600	62,580		
		養生費	104.3	㎡	200	20,860		
		運搬費	104.3	㎡	300	31,290		
						計	458,920	
【床】		ボード敷設費	46.4	㎡	900	41,760		
		既設床撤去費	46.4	㎡	400	18,560		
		既設床復旧費	46.4	㎡	1,400	64,960		
		運搬費	46.4	㎡	300	13,920		
		受材取付費	46.4	㎡	1,000	46,400		
								計

必ず税抜金額を記入

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、補助対象となる工事費を記入

それぞれの部位別に材料費・工事費の合計を算出

補助対象合計金額 [税抜]	天井全面	155,800
	外壁	542,360
	床	301,600

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(6) 個別エネルギー計算書(平成25年基準)(定型様式4-1) 1/2

・「個別エネルギー計算書(平成25年基準)」の提出は該当者のみです。
・定型様式4-1又は定型様式4-2の一方のみ提出のこと。

【個人・戸建】
定型様式4-1
(1/2)

個別エネルギー計算書 (平成25年基準 戸建住宅用)

(1) 計算手順

① 「断熱改修前の住宅のq値、m_c値、m_H値」を算出(q_a、m_ca、m_Ha) ※「q値、m_c値、m_H値計算書」を要別添

q値: 単位温度差あたりの外皮熱損失量
m_c値: 単位日射強度あたりの冷房期日射熱取得量
m_H値: 単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量

② 「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(E_a)を算出 ※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。

<入力条件>

【基本情報】

- ・床面積(主たる居室、その他の居室、合計)は、当該住宅(改修前)の面積を入力。
- ・『年間日射地域区分』を指定し、当該住宅の含まれる区分を入力。

【暖冷房】

- ・『外皮』のq値、m_c値、m_H値は①で求めた値を入力。
- ・『通風の利用』は原則として「通風を利用しない」とする。
- ・『蓄熱の利用』は原則として「利用しない」とする。

【換気】【給湯】【照明】【発電】

- ・当該住宅(改修前)の設備仕様を入力。
- ・『換気回数』は「0.5回/h」を選択。

③ 「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_a)を算出

②で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める。

④ 「断熱改修後の住宅のq値、m_c値、m_H値」を算出(q_b、m_cb、m_Hb) ※「q値、m_c値、m_H値計算書」を要別添

⑤ 「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量」(E_b)を算出 ※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。

<入力条件>

【基本情報】

- ・床面積(主たる居室、その他の居室、合計)は、当該住宅(改修後)の面積を入力。

【暖冷房】

- ・『外皮』のq値、m_c値、m_H値は④で求めた値を入力。

※上記以外の【暖冷房】【換気】【給湯】【照明】【発電】の項目は、改修前と同じ設備仕様(②で入力した数値等)を入力。

⑥ 「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_b)を算出

⑤で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める。

⑦ 一次エネルギー消費の削減率(I)の算出

②で求めた「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(E_a)、③で求めた「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_a)、⑥で求めた「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_b)から以下の式により算出する。

$$\text{一次エネルギー消費の削減率}(I) = \frac{[\text{断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量}(AE_a)] - [\text{断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量}(AE_b)]}{\text{断熱改修前の設計一次エネルギー消費量}(E_a)}$$

$$= \frac{AE_a - AE_b}{E_a} \times 100 \geq 15\%$$

⑦で一次エネルギー消費削減率15%を達成できなかった場合は、エアコン等の空調設備改修による一次エネルギー削減効果を加算可能。(以下、⑧～⑩の手順) ※この場合も、「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量」(E_b)の算出は行うこと。
なお、導入する空調設備等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。

⑧ 「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量(空調設備改修含む)」(E_c)を算出

※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。

<入力条件>

【暖冷房】

- ・『暖房設備』『冷房設備』は改修後の設備仕様を入力

※上記以外の【基本情報】【暖冷房】【換気】【給湯】【照明】【発電】の各項目は、⑤と同じ数値等を入力。

⑨ 「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量(空調設備改修含む)」(AE_c)を算出

⑧で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める。

⑩ 一次エネルギー消費量の削減率(空調設備改修含む)(II)の算出

②で求めた「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(E_a)、③で求めた「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_a)、⑨で求めた「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量(空調設備改修含む)」(AE_c)から以下の式により、設計一次エネルギー消費量の削減率(II)を算出する。

$$\text{一次エネルギー消費削減率(空調設備改修含む)}(II) = \frac{AE_a - AE_c}{E_a} \times 100 \geq 15\%$$

（6）個別エネルギー計算書（平成25年基準）（定型様式4-1） 2/2

【個人・戸建】
 定型様式4-1
 (2/2)

（2）計算ツール

3カ所全てに
 数値を入力

左記「AEa」「AEb」「Ea」に数値を
 記入すると自動計算される

① 「AEa」「AEb」「Ea」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費の削減率（Ⅰ）」を算出

AEa	AEb	Ea
40	32	69

一次エネルギー消費削減率（Ⅰ）	=	11.6	%	≥ 15%
-----------------	---	------	---	-------

② 「AEc」の値を以下に入力し、「設計一次エネルギー消費の削減率（空調設備改修含む）（Ⅱ）」を算出

※一次エネルギー消費削減率（Ⅰ）<15% の場合のみ

AEc
28

一次エネルギー消費削減率 （空調設備改修含む）（Ⅱ）	=	17.4	%	≥ 15%
-------------------------------	---	------	---	-------

(6) 個別エネルギー計算書(事業主基準)(定型様式4-2)

・「個別エネルギー計算書(事業主基準)」の提出は該当者のみです。
・定型様式4-1又は定型様式4-2の一方のみ提出のこと。

【個人・戸建】
定型様式4-2

個別エネルギー計算書(事業主基準 戸建住宅用)

(1) 計算手順

- ① 「断熱改修前の住宅の熱損失係数Q値」(Qa)を算出 ※「Q値算出計算書」を要別添
- ② 「断熱改修前の一次エネルギー消費量」(Ea)を算出 ※「住宅事業主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート」を要別添
「住宅事業主の判断の基準の算定プログラム」にて、下記の入力条件で求める
<入力条件>
【断熱】の項目は、①で算出したQ値(Qa)を入力
【暖房】【冷房】【換気】【給湯】【照明】の項目は、当該住宅(改修前)の設備仕様を入力
- ③ 「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AEa)を算出
②で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める
- ④ 「断熱改修後の住宅の熱損失係数Q値」(Qb)を算出 ※「Q値算出計算書」を要別添
- ⑤ 「断熱改修後の一次エネルギー消費量」(Eb)を算出 ※「住宅事業主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート」を要別添
「住宅事業主の判断の基準の算定プログラム」にて、下記の入力条件で求める
<入力条件>
【断熱】の項目は、④で算出したQ値(Qb)を入力
【暖房】【冷房】【換気】【給湯】【照明】の項目は、改修前と同じ設備仕様(②で入力した数値等と同じ)を入力
- ⑥ 「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AEb)を算出
⑤で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める
- ⑦ 一次エネルギー消費削減率Ⅰの算出
②で求めた「断熱改修前の一次エネルギー消費量」を分母とし、③で求めた「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」と⑥で求めた「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量」の差を分子とし、求める。

$$\text{一次エネルギー消費削減率Ⅰ} = \frac{(\text{断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量} - \text{断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量})}{\text{断熱改修前の一次エネルギー消費量}} \\ = \frac{(AEa - AEb)}{Ea} \times 100 \geq 15\%$$

⑦で一次エネルギー消費削減率15%を達成できなかった場合は、「エアコン等の空調設備改修による空調設備設計一次エネルギー消費量」を加算して計算が可能。(⑧以下の手順で計算)
なお、導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。

- ⑧ 「空調設備改修による空調設備設計一次エネルギー消費量」(AEc)を算出
「住宅事業主の判断の基準の算定プログラム」にて、下記の入力条件で求める
※「住宅事業主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート」を要別添
<入力条件>
【断熱】の項目は、④で算出したQ値(Qb)を入力
【換気】【給湯】【照明】の項目は、改修前と同じ設備仕様を入力
【暖房】【冷房】の項目は、改修後の設備仕様を入力して算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める
- ⑨ 一次エネルギー消費削減率Ⅱの算出
⑦の計算式に、⑧で求めた「空調設備改修による空調設備設計一次エネルギー消費量」を加味して求める

$$\text{一次エネルギー消費削減率Ⅱ} = \frac{AEa - AEc}{Ea} \times 100 \geq 15\%$$

3カ所全てに数値を入力

左記「AEa」「AEb」「Ea」に数値を記入すると自動計算される

(2) 計算ツール

- ① 「AEa」「AEb」「Ea」の値をに入力し、「一次エネルギー消費削減率」を算出

AEa	AEb	Ea
40	32	69

$$\text{一次エネルギー消費削減率Ⅰ} = 11.6\% \geq 15\%$$

- ② 「AEc」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費削減率Ⅱ」を算出
※①で一次エネルギー消費削減率15%を達成できなかった場合のみ

AEc
28

$$\text{一次エネルギー消費削減率Ⅱ} = 17.4\% \geq 15\%$$

(7) 交付要件等確認書(定型様式7)

交付要件等確認書

(交付要件について)	申請者 確認欄	共同申請者 確認欄
当事業の交付要件(公募要領P5～9)について、全て確認し了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(補助事業者の資格)		
申請者は、申請する既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(工事請負契約及び工事期間について)		
申請時点(今現在)において、補助対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
平成27年12月18日までに、申請内容に係る工事及び支払いが完了する予定である(施工予定会社等に確認している)。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(個人情報の利用目的について)		
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P26)について理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(申請提出書類一式について)		
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(申請する住宅の仕様について)		
SIIに登録された高性能建材を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する住宅であることを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象製品に係る申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(交付決定について)		
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
補助率が1/3(補助限度額150万円/1戸)より下がる場合もあることを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(現地調査及び取材等の協力)		
SIIが補助金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(手続代行者への連絡) ※手続代行者がない場合はチェック不要		
申請者及び共同申請者は、手続代行者と連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
SIIが発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことをSIIは手続代行者へも連絡する場合がある。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

・全ての項目を確認、チェックすること
・共同申請者がいない場合は「申請者
確認欄」のみチェックすること

署名は必ず手書きであること

※チェックが必要なチェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。
以上の内容に相違ありません。

必ず申請者自身が署名・捺印をすること
※手続代行者は不可とする

平成 27 年 4 月 1 日

申請者氏名 ○○ ○○○

共同申請者氏名 ○○ ○○○

共同申請者氏名は代表者名又は
連絡担当者名を署名し、捺印をすること

必ず申請者ご本人がご署名の上、実印をご捺印下さい。 ※手続代行者不可
共同申請者氏名は、代表者名又は連絡担当者名をご署名の上、実印をご捺印ください。

実
印

代
表
者
印

（8）役員名簿（様式第1-3（別紙））

様式第1-3（交付申請書）

【個人・戸建】
別紙

暴力団排除に関する誓約事項
役員名簿

法人・団体名等 : 株式会社△△リース

リース事業者等との共同申請の場合のみ、
リース事業者等の役員名簿を提出

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
ケンザイ タロウ	建材 太郎	S	30	1	1	M	会長
トウザイ カズオ	東西 一夫	S	40	12	31	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	S	50	9	30	F	代表取締役 副社長

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2) 集合住宅（分譲）の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3) 役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間は半角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、性別（全角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
 また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

5-2 個人・集合住宅申請の場合

集合住宅（分譲）の個人所有者、又は転売後の個人所有者（リース事業者等との共同申請を含む）による申請の場合は、本様式にて申請すること。

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書【個人】（様式第1、様式第1-2、様式第1-3）
- ・実施計画書（定型様式1）
- ・費用総括表（定型様式2）
- ・費用明細書（定型様式3）
- ・リース等料金計算書（定型様式6） ※P97参照
- ・交付要件等確認書（定型様式7）
- ・役員名簿（様式第1-3（別紙））

5-2 個人・集合住宅申請の場合

(1) 提出書類チェックリスト

提出書類チェックリスト

申請者名	〇〇 〇〇〇
共同申請者名	株式会社△△リース
手続代行者名	株式会社□□
申請建物の形態	個人・集合住宅

・申請者名を記入（連名の場合は全員分）
・共同申請者がいる場合は共同申請者名を記入
・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入

「集合住宅」の申請に必要な
提出書類を全て揃える

チェックを入れる

◆提出書類にある ○：提出必須 該：該当する申請者のみ提出が必要

No.	様式	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	様式第1 1-2・1-3	交付申請書【個人】	原本（実印付き）	○	<input checked="" type="checkbox"/>
2	定型様式1	実施計画書	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
3	定型様式2	費用総括表	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式3	費用明細書	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	見積書のコピー	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
4	自由	平面図	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
		立面図	コピー	該※1	<input type="checkbox"/>
5	自由	改修前写真（建物全景写真）	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
6	自由	個別エネルギー計算書	原本	該※2	<input type="checkbox"/>
7	自由	住民票 ※3	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
8	自由	印鑑登録証明書 ※3	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
9	自由	管理組合の管理規約等	コピー	該※4	<input checked="" type="checkbox"/>
10	自由	リース等契約書（案）	コピー	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式6	リース等料金計算書	原本	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	支払い委託等契約書（案）	コピー	該	<input type="checkbox"/>
11	定型様式7	交付要件等確認書	原本（実印付き）	○	<input checked="" type="checkbox"/>
12	様式第1-3 （別紙）	役員名簿	原本	該※5	<input checked="" type="checkbox"/>
13	本紙	提出書類チェックリスト	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>

※1 壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。
ただし、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。

※2 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量を
15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること（書式自由）。

※3 住民票・印鑑登録証明書はいずれも申請日から3か月以内のものとする。
転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出すること。

※4 居住する集合住宅において、共用部とみなされている窓等を申請する場合のみ提出すること。
「管理規約」を提出できない場合は「管理組合総会の議事録」で代用可とする。

※5 リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(2) 交付申請書(様式第1)

【 個人 】

様式第1（交付申請書）

書類の作成日
(押印した日付)を記入

平成 27 年 4 月 1 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

代表理事名は「赤池学」と
記入すること

申請者 郵便番号 ○○○-○○○

住 所 ○○都○○区○○ ○-○○-○○

・申請者印は実印で捺印すること
(申請者が連名の場合は、全申請者分の
捺印をすること)

(ふりがな) ○○ ○○○

氏 名 ○○ ○○○

生 年 月 日 昭和○○年○月○○日

実
印

・共同申請者は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※共同申請者がいる場合のみ
※所有権がリース事業者等でない場合
(支払い委託等)は、共同申請としない

共同申請者 郵便番号 △△△-△△△△

(リース業者等) 住 所 △△県△△市△△ △-△△-△△

会 社 名 株式会社△△リース

代表者等名 △△ △△△

代
表
者
印

・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※手続代行者がいる場合のみ

手続代行者 郵便番号 □□□-□□□□

住 所 □□県□□市□□ □-□□-□□

会 社 名 株式会社□□

代表者等名 □□ □□□

代
表
者
印

平成 26 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業) (補正予算に係るもの)

事業年度は「26」と
記入すること

交付申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

(2) 交付申請書(様式第1-2)

様式第1-2 (交付申請書)

【 個人 】

記

・申請する住宅の所在地を記入
・該当する住宅区分及び地域区分を選択

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○ 都道府県 ○○ 市区町村 ○○ ○○-○○-○○			
住宅区分	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅	地域区分	1・2・3・4・5・ 6 ・7・8

2. 補助金交付申請予定額

135,233

円（対象費用の1/3）税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

工事の着工予定日を記入

3. 工事期間

着工予定日	平成 27 年 7 月 16 日	完了予定日	平成 27 年 7 月 31 日
-------	------------------	-------	------------------

申請内容に係る工事及び支払いが完了する日のことをいう
※期限:平成27年12月18日(金)まで

4. 暴力団排除に関する誓約

様式第1-3 交付申請書に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

5. 申請者連絡先

電話番号	(○○) ○○○	消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入 (補助限度額150万円を超える場合は150万円と記入)	sii.co.jp
FAX番号	(○○) ○○○○ - ○○○○	緊急連絡先 (携帯等)	(○○○) ○○○○ - ○○○○

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名	株式会社△△リース	所属	△△部
担当者	△△ △△△	E-mail	kyoudou @ sii.or.jp
住所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△ △-△△-△△		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△		

7. 手続代行者連絡先

会社名	株式会社□□	所属	□□部 □□課
担当者	□□ □□□	E-mail	tetuzuki @ sii.or.jp
住所	〒 □□□ - □□□□ □□ 都道府県 □□ 市区町村 □□ □-□□-□□		
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先 (携帯等)	(□□□) □□□□ - □□□□
FAX番号	(□□) □□□□ - □□□□		

・各種担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ
の)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進
ぎー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

（2）交付申請書（様式第1-3）

様式第1-3（交付申請書）

【 個人 】

様式1の「作成日」と同日であること

平成 27 年 4 月 1 日

暴力団排除に関する誓約事項

- ・誓約内容について熟読すること
- ・申請書の提出をもって同意したとみなす

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(4) 費用総括表(定型様式2)

費用総括表

・補助対象費用(C)は、費用明細の補助対象金額(A)と算定上限金額(B)それぞれの金額で低い方を採用すること。
・補助対象の合計金額は、必ず[税抜]で記載すること。

各改修方法の費用明細から補助対象金額(A)と算定上限金額(B)をそれぞれ記入

<補助対象費用>

改修工法	グレード	費用明細の補助対象金額(A)	算定上限金額(B)	補助対象費用(C) ※(A)と(B)のいずれか低い金額	摘要
ガラス交換	A	円	円	円	
	S	325,000 円	651,160 円	325,000 円	
カバー工法	A	円	円		
	S		円		
建具交換	A		円	円	
	S		円	円	
内窓取付		80,700 円	85,880 円	80,700 円	
断熱材		円		円	
補助対象費用(D) ※(C)の合計金額				405,700 円	

費用明細書の補助対象費用の設備費・工事費の合計を記入
※税抜

費用明細の補助対象金額(A)と算定上限金額(B)のそれぞれの合計金額で低い方を記入

<補助対象外費用>

その他工事費用、諸経費(E)	64,300 円	
消費税(F)	37,600 円	

合計(G=D+E+F)	507,600 円	
-------------	-----------	--

補助金交付申請予定額(H=D/3)	135,233 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1-2 交付申請書】に転記
-------------------	-----------	----------------------------------

※補助金交付申請予定額が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に150万円と記入すること。

必ず税抜金額を記入
(小数点以下切り捨て)

(6) 交付要件等確認書(定型様式7)

【個人・集合】
定型様式7

交付要件等確認書

(交付要件について)	申請者 確認欄	共同申請者 確認欄
当事業の交付要件(公募要領P5～9)について、全て確認し承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(補助事業者の資格)		
申請者は、申請する既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(工事請負契約及び工事期間について)		
申請時点(今現在)において、補助対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
平成27年12月18日までに、申請内容に係る工事及び支払いが完了する予定である(施工予定会社等に確認している)。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(個人情報の利用目的について)		
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P26)について理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(申請提出書類一式について)		
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(申請する住宅の仕様について)		
SIIに登録された高性能建材を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する住宅であることを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象製品に係る申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(交付決定について)		
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
補助率が1/3(補助限度額150万円/1戸)より下がる場合もあることを理解し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(現地調査及び取材等の協力)		
SIIが補助金交付の確定の審査のために現地調査を行う際、協力する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(手続代行者への連絡) ※手続代行者がない場合はチェック不要		
申請者及び共同申請者は、手続代行者と連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
SIIが発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことをSIIは手続代行者へも連絡する場合がある。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

・全ての項目を確認、チェックすること
・共同申請者がいない場合は「申請者
確認欄」のみチェックすること

署名は必ず手書きであること

※チェックが必要なチェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください
以上の内容に相違ありません。

平成 27 年 4 月 1 日

申請者氏名 ○○ ○○○

共同申請者氏名 ○○ ○○○

実印
代表者印

必ず申請者自身が署名・捺印をすること
※手続代行者は不可とする

共同申請者氏名は代表者名又は
連絡担当者名を署名し、捺印をすること

必ず申請者ご本人がご署名の上、実印をご捺印下さい。 ※手続代行者不可
共同申請者氏名は、代表者名又は連絡担当者名をご署名の上、実印をご捺印ください。

(7) 役員名簿(様式第1-3(別紙))

様式第1-3(交付申請書)

【個人・集合】
別紙

暴力団排除に関する誓約事項

役員名簿

リース事業者等との共同申請の場合のみ、
リース事業者等の役員名簿を提出

法人・団体名等 : 株式会社△△リース

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
ケンザイ タロウ	建材 太郎	S	30	1	1	M	会長
トウザイ カズオ	東西 一夫	S	40	12	31	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	S	50	9	30	F	代表取締役 副社長

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2) 集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

5-3 集合住宅全体申請の場合

集合住宅（分譲）の管理組合の代表者、もしくは集合住宅（賃貸）・社宅の所有者（リース事業者等との共同申請を含む）による申請の場合は、本様式にて申請すること。

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書【集合住宅全体】（様式第1、様式第1-2、様式第1-3）
- ・実施計画書（定型様式1）
- ・費用総括表（定型様式2）
- ・住戸タイプ別 明細書【費用】（定型様式3-2）
- ・住戸タイプ別 明細書【数量】（定型様式3-3）
- ・リース等料金計算書（定型様式6） ※P97参照
- ・交付要件等確認書（定型様式7）
- ・役員名簿（様式第1-3（別紙））

5-3 集合住宅全体申請の場合

(1) 提出書類チェックリスト

提出書類チェックリスト

申請者名	〇〇マンション管理組合 理事長 〇〇 〇〇〇
共同申請者名	株式会社△△リース
手続代行者名	株式会社□□
申請建物の形態	集合住宅全

- ・申請者名を記入（連名の場合は全員分）
- ・共同申請者がいる場合は共同申請者名を記入
- ・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入

「集合住宅全体」の申請に必要な提出書類を全て揃える

チェックを入れる

◆提出書類にある ○：提出必須 該：該当する申請者のみ提出が必要

No.	様式	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	様式第1 1-2-1-3	交付申請書【集合住宅全体】	原本（実印付き）	○	<input checked="" type="checkbox"/>
2	定型様式1	実施計画書	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
3	定型様式2	費用総括表	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式3	費用明細書	原本	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式3-2	住戸タイプ別 明細書【費用】	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式3-3	住戸タイプ別 明細書【数量】	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	見積書のコピー	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
4	自由	平面図	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
		立面図	コピー	該※1	<input checked="" type="checkbox"/>
5	自由	建物登記簿謄本 ※2	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
6	自由	改修前写真（建物全景写真）	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
7	自由	エネルギー計算書	原本	該※3	<input type="checkbox"/>
8	自由	実在証明書 ※2	原本 非法人の場合はコピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
9	自由	印鑑登録証明書 ※2	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
10	自由	財務諸表	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
11	自由	管理組合の管理規約等	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	管理組合総会の議事録	コピー	○	<input checked="" type="checkbox"/>
12	自由	リース等契約書（案）	コピー	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	定型様式6	リース等料金計算書	原本	該	<input checked="" type="checkbox"/>
	自由	支払い委託等契約書（案）	コピー	該	<input type="checkbox"/>
13	定型様式7	交付要件等確認書	原本（実印付き）	○	<input checked="" type="checkbox"/>
14	様式第1-3 （別紙）	役員名簿 ※4	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>
15	本紙	提出書類チェックリスト	原本	○	<input checked="" type="checkbox"/>

※1 壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。
ただし、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。

※2 建物登記簿謄本・実在証明書・印鑑登録証明書はいずれも申請日から3ヵ月以内のものとする。

※3 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設定一次エネルギー消費量を
15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること。（書式自由）

※4 集合住宅（分譲）の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を
提出すること。

（2）交付申請書（様式第1）

【 集 合 住 宅 全 体 】

様式第1（交付申請書）

書類の作成日
（押印した日付）を記入

平成 27 年 4 月 1 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

代表理事名は「赤池学」と
記入すること

申 請 者 郵 便 番 号 ○○○-○○○

住 所 ○○都○○区○○ ○-○○-○○

（ふりがな） ○○まんしょんかんりくみあいりじちょう ○○ ○○○

氏 名 ○○マンション管理組合 理事長 ○○ ○○○ (実印)

・申請者印は実印で捺印すること
（申請者が連名の場合は、全申請者分の
捺印をすること）

共同申請者 郵 便 番 号 △△△-△△△△

（リース業者等） 住 所 △△県△△市△△ △-△△-△△

会 社 名 株式会社△△リース

代 表 者 等 名 △△ △△△

・共同申請者は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※共同申請者がいる場合のみ
※所有権がリース事業者等でない場合
（支払い委託等）は、共同申請としない

代表者印

手続代行者 郵 便 番 号 □□□-□□□□

住 所 □□県□□市□□ □-□□-□□

会 社 名 株式会社□□

代 表 者 等 名 □□ □□□

・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※手続代行者がいる場合のみ

代表者印

平成 26 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

交付申請書

事業年度は「26」と
記入すること

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

(2) 交付申請書(様式第1-2)

様式第1-2 (交付申請書)

【集合住宅全体】

記

1. 工事対象住宅の情報

申請 集合住宅の 住所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○ 都道府県 ○○ 市区町村 ○○ ○○-○○-○○		
	建物名	総戸数	188 戸
申請者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 管理組合法人の代表者 <input type="checkbox"/> 法人でない管理組合の代表者	集合住宅（賃貸）の所有者 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	社宅の所有者 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅（分譲）	<input type="checkbox"/> 集合住宅（賃貸）	<input type="checkbox"/> 社宅
地域区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6		

・申請する住宅の所在地を記入
・該当する住宅区分及び地域区分を選択

2. 補助金交付申請予定額

31,525,040

円（対象費用の1/3）税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

3. 工事期間

工事の着工予定日を記入

着工予定日	平成 27 年 7 月 1 日	完了予定日	平成 27 年 11 月 30 日
-------	-----------------	-------	-------------------

申請内容に係る工事及び支払いが完了する日のことをいう
※期限：平成27年12月18日（金）まで

4. 暴力団排除に関する誓約

様式第1-3 交付申請書に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

5. 申請者連絡先

電話番号	(○○) ○○○ - ○○○○	E-mail	kenzai @ sii.co.jp
FAX番号	(○○) ○○○ - ○○○○	緊急連絡先 (携帯等)	(○○○) ○○○○ - ○○○○

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名	株式会社△△リース	所属	△△部
担当者	△△ △△△	E-mail	kyoudou @ sii.or.jp
住所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△ △-△△-△△		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△		

7. 手続代行者連絡先

会社名	株式会社□□	所属	□□部 □□課
担当者	□□ □□□	E-mail	tetuzuki @ sii.or.jp
住所	〒 □□□ - □□□□ □□ 都道府県 □□ 市区町村 □□ □-□□-□□		
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先 (携帯等)	(□□□) □□□□ - □□□□
FAX番号	(□□) □□□□ - □□□□		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業に、高性能の省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

（2）交付申請書（様式第1-3）

【 集 合 住 宅 全 体 】

様式第1-3（交付申請書）

様式1の「作成日」と同日であること

平成 27 年 4 月 1 日

暴力団排除に関する誓約事項

- ・誓約内容について熟読すること
- ・申請書の提出をもって同意したとみなす

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 実施計画書(定型様式1) 2/2

【集合住宅全体】
定型様式1(2/2)

7. 導入する断熱仕様

住宅に導入する「窓」「断熱材」の仕様情報を記入

導入する断熱仕様の
情報を記入

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

< ガラス > ※熱貫流率 (U値): 2.33以下[W/(m²・K)]

No	改修 工法	SII製品型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス構成	建具仕様	
ガラス1	カバー工法	GXYA11YS	〇〇〇〇	LoE複層	-	621
ガラス2	ガラス交換	GXYA24YS	〇〇〇〇	LoE複層	-	56
ガラス3						
ガラス4						
ガラス5						
ガラス6						
ガラス7						
合計(設置窓数)						677

SIIに登録された高性能建材の
製品型番を記入

< 窓 > ※熱貫流率 (U値): 2.33以下[W/(m²・K)]

No	種別	SII製品型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス構成	建具仕様	
窓1						
窓2						
窓3						
窓4						
窓5						
窓6						
窓7						
合計(設置窓数)						

<断熱材> ※熱抵抗値 (R値) 天井・外壁: 2.7[m²・K/W]以上、床: 2.2[m²・K/W]以上

熱的境界部位	構成	SII製品型番	断熱材の種類	熱伝導率 (λ 値)	厚み (mm)	熱抵抗値 (R値)	面積 (m ²)	合計 熱抵抗値 (R値)
天 井	一層目							
	二層目							
外壁	一般部	一層目						
		二層目						
	階間部	一層目						
		二層目						
床	外気に接 する部分	一層目						
		二層目						
	その他の 部分	一層目						
		二層目						
その他 ()	一層目							
	二層目							

SIIに登録された熱伝導率
(λ値)を記入

部位ごとの合計R値を
記入

吹込・吹付・真空断熱材等の製品を申請する場合は、
施工業者の情報を記入
※SIIに登録された施工業者であること

※吹込・吹付・真空断熱材等の製品を申請する場合は、以下に施工業者情報を記入すること。

施工箇所		施工業者名		支店名	
施工箇所		施工業者名		支店名	

(4) 費用総括表(定型様式2)

【集合住宅全体】
定型様式2

費用総括表

・補助対象費用(C)は、費用明細の補助対象金額(A)と算定上限金額(B)それぞれの金額で低い方を採用すること。
・補助対象の合計金額は、必ず[税抜]で記載すること。

各改修方法の費用明細から補助対象金額(A)と算定上限金額(B)をそれぞれ記入

<補助対象費用>

改修工法	グレード	費用明細の補助対象金額(A)	算定上限金額(B)	補助対象費用(C) ※(A)と(B)のいずれか低い金額	摘要
ガラス交換	A	円	円	円	
	S	4,913,100 円	10,516,380 円	4,913,100 円	
カバー工法	A	89,662,020 円	129,281,400 円	89,662,020 円	
	S		円	円	
建具交換	A				
	S				
内窓取付		円	円	円	
断熱材		円		円	
補助対象費用(D) ※(C)の合計金額				94,575,120 円	

費用明細書の補助対象費用の設備費・工事費の合計を記入
※税抜

費用明細の補助対象金額(A)と算定上限金額(B)のそれぞれの合計金額で低い方を記入

<補助対象外費用>

その他工事費用、諸経費(E)	18,914,880 円	
消費税(F)	9,079,200 円	

合計(G=D+E+F)	122,569,200 円	
-------------	---------------	--

補助金交付申請予定額(H=D/3)	31,525,040 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1-2 交付申請書】に転記
-------------------	--------------	----------------------------------

※補助金交付申請予定額が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に150万円と記入すること。

必ず税抜金額を記入
(小数点以下切り捨て)

(7) 住戸タイプ別 明細書【費用】(定型様式3-2) ガラス交換の場合

提出の際は「A4横又はA3」で提出すること

【集合住宅全体】
定型様式3-2

住戸タイプ別 明細書【費用】

・全ての項目は「住戸タイプ別 明細書【数量】」との整合性をとり記入すること。
・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず「税抜」に修正して作成すること。
・窓番号、ガラス番号は平面図との整合性をとり記入すること。
・以下の費用明細に記入する製品の改修工法とグレードを記入すること。

補助対象となる材料費を記入

改修工法別、グレード別に
費用明細を作成

必ず税抜金額を記入

ガラスサイズ(mm)を入力すること
※面積(m²)は自動計算される
(小数点以下第三位を切り捨て)

・SIIに登録された高性能建材の
製品型番を記入
・SII製品型番のサイズごとに
詳細を記入

窓番号、ガラス番号は平面図との
整合性をとり記入

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、
補助対象となる工事費を記入

工事費については、見積書にその内訳詳細の
明記があれば、記載例のように合計金額として
記入してもよい

窓番号	ガラス番号	SII製品型番	ガラスサイズ 幅(W)×高さ(H)	面積 (m ²)	単価 (円)	A		B		C		D		E		F		G		H		ガラス単価 合計		
						住戸タイプ 戸数	住戸タイプ 単住戸 使用数		住戸タイプ 戸数	住戸タイプ 単住戸 使用数														
AW11	①	GXYA24NS	780 × 850	667.50	16,200	32,400	0	14,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	910,000		
AW11	②	GXYA24NS	760 × 770	585.20	14,600	14,600	0	12,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	965,000		
AW11	③	GXYA24YS	760 × 640	486.40	14,000	12,000	0	36,100	0	33,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000		
AW12	①	GXYA24YS	780 × 1,840	1,435.20	36,100	33,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,118,100		
AW12	②	GXYA24YS	780 × 1,710	1,333.80	33,000	33,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,023,000		
						128,100	128,100	68,100	128,100	1,024,800	414,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,617,100		
タイプ別金額計						1,024,800	1,537,200	1,024,800	1,024,800	1,024,800	414,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,617,100	
タイプ別金額計 × 戸数						128,100	640,500	1,024,800	1,024,800	1,024,800	414,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,617,100
材料費計																					3,617,100			
数量総合計																					162			

材料費計	3,617,100
数量総合計	162

工事内容	数量	単価(円)	金額(円)【税抜】	備考
ガラス交換(養生・運搬未)	162	-	1,296,000	
工事費計			1,296,000	
補助対象合計金額【税抜】			4,913,100	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

※「費用総括表」の該当する改修工法の「費用明細の補助対象金額(A)」に転記する

(7) 住戸タイプ別 明細書【数量】(定型様式3-3) ガラス交換の場合

提出の際は「A4横又はA3」で提出すること

【集合住宅全体】
定型様式3-3

住戸タイプ別 明細書【数量】

改修工法別、グレード別に
費用明細を作成

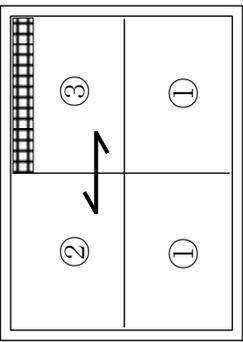
全ての項目は「住戸タイプ別 明細書【費用】」との整合性をとり記入すること。
※窓番号、ガラス番号は平面図との整合性をとり記入すること。
以降の費用明細に記入する製品の改修工法とグレードを記入すること。

窓番号	ガラス 番号	SH製品番号	ガラスサイズ 幅(W)×高さ(H)	面積 (㎡)	S		A		B		C		D		E		F		G		H			
					住戸タイプ 戸数	住戸タイプ 単住戸 使用数																		
AW11	①	GXA24YS	760 x 850	0.64	2	2	10	2	24	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	32.00
AW11	②	GXA24YS	760 x 770	0.58	1	1	5	1	12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	14.50	
AW11	③	GXA24YS	760 x 640	0.48	1	1	5	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	12.00	
AW11	④	GXA24YS	760 x 850	0.64	1	1	5	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	44.33	
AW11	⑤	GXA24YS	760 x 850	0.64	1	1	5	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	41.23	
					6	30	6	30	72	6	48	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162	144.08
数量総合計																						162		

・住戸タイプと、そのタイプの
戸数を記入
・住戸タイプ 明細書【費用】と
整合性をとること

住戸タイプ 明細書【費用】と
記入の順番、サイズ等の
整合性をとること

ガラス番号例示
AW11-①~③



<補助対象の上限金額算定>

面積合計	144.06	㎡	x	単位面積上限単価	73,000	円/㎡	=	算定上限金額(E)	10,516,380	円
------	--------	---	---	----------	--------	-----	---	-----------	------------	---

※算定上限金額(E)は小数点以下を切り捨て
※「費用総括表」の該当する改修工法の算定上限金額(B)に監記

上記の面積計の合計が
表示される

公募要領P19の表5より該当する
改修方法から上限単価を記入

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(8) 交付要件等確認書(定型様式7)

【集合住宅全体】
定型様式7

交付要件等確認書

	申請者 確認欄	共同申請者 確認欄
(交付要件について)		
当事業の交付要件(公募要領P5~9)について、全て確認し了承している。	☑	☑
(補助事業者の資格)		
(集合住宅(分譲)の場合)申請者は、申請する集合住宅(既築)の管理組合である。	☑	☑
(集合住宅(賃貸)の場合)申請者は、申請する集合住宅(既築)の所有者である。	☑	☑
(工事請負契約及び工事期間について)		
申請時点(今現在)において、補助対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない。	☑	☑
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了承している。	☑	☑
平成27年12月18日までに、申請内容に係る工事及び支払いが完了する予定である(施工予定会社等に確認している)。	☑	☑
(個人情報の利用目的について)		
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P26)について理解し、了承している。	☑	☑
(申請提出書類一式について)		
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☑	☑
(申請する住宅の仕様について)		
SIIに登録された高性能建材を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する住宅であることを確認している。	☑	☑
導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	☑	☑
補助対象製品に係る申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	☑	☑
(交付決定について)		
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☑	☑
補助率が1/3(補助限度額150万円/1戸)より下がる場合もあることを理解し、了承している。	☑	☑
複数年度事業が認められた場合であっても、次年度の交付決定は保証されないことを理解し、了承している。	☑	☑
(現地調査及び取材等の協力)		
SIIが補助金交付の確定の審査のために現地調査を行う際、協力する。	☑	☑
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	☑	☑
(手続代行者への連絡) ※手続代行者がない場合はチェック不要		
申請者及び共同申請者は手続代行者と連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	☑	☑
SIIが発行する各種書類が、申請者へ通知されたことをSIIは手続代行者へも連絡する場合がある。	☑	☑

・全ての項目を確認、チェックすること
・共同申請者がいない場合は「申請者確認欄」のみチェックすること

署名は必ず手書きであること

必ず申請者自身が署名・捺印をすること
※手続代行者は不可とする

共同申請者氏名は代表者名又は
連絡担当者名を署名し、捺印をすること

平成 27 年 4 月 1 日

申請者氏名 ○○マンション管理組合 理事長○○ ○○○

共同申請者氏名 ○○ ○○○

実
実印

代
表
者
印

必ず申請者ご本人がご署名の上、実印をご捺印下さい。 ※手続代行者不可
共同申請者氏名は、代表者名又は連絡担当者名をご署名の上、実印をご捺印ください。

（9）役員名簿（様式第1-3（別紙））

様式第1-3（交付申請書）

【集合住宅全体】
別紙

暴力団排除に関する誓約事項
役員名簿

法人・団体名等 : 〇〇マンション管理組合

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
ケンザイ タロウ	建材 太郎	S	30	1	1	M	理事長
トウザイ カズオ	東西 一夫	S	40	12	31	M	副理事長
ナンボク ハナコ	南北 花子	S	50	9	30	F	会計担当理事

申請者と共同申請者（リース事業者等）が別の法人・団体の場合は、それぞれの役員名簿を提出

（注1）申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

（注2）集合住宅（分譲）の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

（注3）役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間は半角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、性別（全角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

6. 参考資料

■ 住宅所在地地域区分

住宅事業主の判断基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）による地域区分

地域の区分	都道府県名
1、2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5、6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

1 前述の都道府県別地域区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 前述の都道府県別地域区分のうち、1 地域については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る。）、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 前述の都道府県別地域区分のうち、2 地域については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 前述の都道府県別地域区分のうち、5 地域については、次の市町村とする。

- 茨城県 水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧関城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
- 群馬県 前橋市、みどり市(旧東村(勢多郡)を除く。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉渕村を除く。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
- 埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
- 千葉県 野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、栄町、神崎町
- 東京都 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
- 神奈川県 清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
- 富山県 高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
- 石川県 かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。)、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
- 福井県 福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、おおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。)
- 山梨県 山梨市(旧三富村を除く。)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く。)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く。)、南アルプス市、身延町、南部町(旧富沢町を除く。)、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村
- 岐阜県 山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く。)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
- 静岡県 川根本町、浜松市(旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町
- 愛知県 豊田市(旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町
- 三重県 伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
- 滋賀県 大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町

京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く。)、豊岡市(旧竹野町を除く。)、養父市(旧関宮町を除く。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、宇陀市(旧室生村を除く。)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、益田市(旧益田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町
広島県	広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
山口県	山口市(旧阿東町に限る。)、下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、周南市(旧鹿野町に限る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祿市
徳島県	三好市(旧東祖谷山村を除く。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)
愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	八女市(旧矢部村に限る。)
長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市(旧津野原町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、杵筑市(旧山香市に限る。)、佐伯市(旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧狭間町を除く。)、日出町、九重町、玖珠町

(4) 前述の都道府県別地域区分のうち、6 地域については、次の市町村とする。

茨城県 鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市

群馬県 千代田町

埼玉県 越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町

千葉県 いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都 東京都23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県 愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢市、平塚市

石川県 白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市市

福井県 福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市

山梨県 南部町(旧富沢町に限る。)

岐阜県 岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町

静岡県 静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、吉田町、森町

愛知県 名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手町、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、みよし市

三重県 いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、津市(旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町

滋賀県 大津市(旧大津市に限る。)

京都府 京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町

大阪府 大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

兵庫県 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町

和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、 田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧清水町を除く。）、 紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、 湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、 浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、 江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、 矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧大和町、旧久井町を除く。）、大竹市、 竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、 尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、 府中町、大崎上島町
山口県	山口市（旧阿東町を除く。）、宇部市、下関市（旧豊田町、旧下関市を除く。）、 岩国市（旧由宇町に限る。）、光市、山陽小野田市、周南市（旧鹿野町を除く。）、 周防大島町、長門市、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。）、柳井市、防府市、下松市、 和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧木屋平村を除く。）、 那賀町（旧木沢村、旧木頭村を除く。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、 石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、 小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市（旧別子山村を除く。）、今治市、西条市、西予市（旧城川町を除く。）、 大洲市（旧河辺村を除く。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧津島町を除く。）、 砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、 津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区を除く。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、 久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧矢部村を除く。）、飯塚市、福津市、柳川市、 大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、 春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、 福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、 岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、 川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、 みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、 南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、 宇城市（旧三角町を除く。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、 人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、 長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、 水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧山香町を除く。）、 国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、 日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町を除く。）、 由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村

（備考）この表に掲げる区域は、平成25年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

2 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、2 地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町

岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(2) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、3 地域に区分されるものとする。

北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町(旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、4 地域に区分されるものとする。

青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
岩手県	宮古市(旧新里村、旧川井村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(旧東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
群馬県	高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合村を除く。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、5 地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、
那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、
高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、
三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、
燕市、糸魚川市、
上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、
阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、
粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、6 地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧野尻町を除く。)、
えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、7 地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、
串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、
土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、
いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る。)

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、
南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、
宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

(備考) この表に掲げる区域は、平成25年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

■ q 値・ m_c 値・ m_H 値算出計算書(定型様式5-1)

q 値・ m_c 値・ m_H 値算出計算書の提出は該当者のみです。
様式は自由ですが、「定型様式5-1」を使用しても構いません。

【 q 値・ m_c 値・ m_H 値算出計算書(定型様式5-1) 1/5】

【個人・戸建】
定型様式5-1
(1/5)

(a) 熱的境界屋根

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{r,s}		

屋根断熱とする部位の層構成を記入
(当該部位がなければ空白)

(b) 熱的境界天井

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{r,s}		

天井断熱とする部位の層構成を記入
(当該部位がなければ空白)

(1÷熱抵抗の合計)を記入

熱抵抗の合計を記入

断面ごとの面積比率による
加重平均にて算出

鉄骨造等の場合に
金属熱橋係数を記入

表面抵抗を含め、
構成材料を記入
(外側→室内側の順)

(c) 熱的境界外壁

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{r,s}		

外壁一般部の層構成を記入

断面内がない材料は空白とする

通気層がある場合、通気層より
内側の表面と材料を記入

(d) 熱的境界外壁(階間ふところ部など)

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{r,s}		

階間部分の外壁構成を記入

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5-1) 2/5】

【個人・戸建】
定型様式5-1
(2/5)

(e) 熱的境界床(床断熱の場合)

			断面1	断面2	断面3	断面4
		面積比率				
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
主に1階床の層構成を記入						
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

(f) 熱的境界基礎壁(基礎断熱の場合。GL+400mm超の部分)

			断面1	断面2	断面3	断面4
		面積比率				
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

(g) 熱的境界基礎・土間(基礎断熱の場合)

基礎等の立ち上がり部分の 室外側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₁ [W/mK]、厚さd ₁ [mm]、熱抵抗R ₁ 地盤面より下の施工深さW ₁ [m]				
基礎等の底盤部分の 室内側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₂ [W/mK]、厚さd ₂ [mm]、熱抵抗R ₂ 水平方向の折り返し寸法W ₂ [m]				
基礎等の底盤部分の 室内側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₃ [W/mK]、厚さd ₃ [mm]、熱抵抗R ₃ 水平方向の折り返し寸法W ₃ [m]				
基礎等の立ち上がり部分の 室外側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₄ [W/mK]、厚さd ₄ [mm]、熱抵抗R ₄				
地盤面からの基礎等の寸法H ₁ [m]、地盤面からの基礎等の底盤等上端までの寸法H ₂ [m]					
周長あたりの熱貫流率U _c [W/mK]					

(h) その他の熱的境界部位

			断面1	断面2	断面3	断面4
		面積比率				
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
層構成の種類が多く、記入欄が不足した場合に、 部位名及び層構成を記入						
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5-1) 3/5】

建築地地域区分に合わせて
 方位係数を記入すること
 ※表中の数字は地域区分1の場合

【個人・戸建】
 定型様式5-1
 (3/5)

(1) 熱的境界屋根・天井・外壁・床等およびドア

部位	方位・隣接空間	熱貫流率 U(+U _{rs}) [W/m ² K]	日射熱 取得率 η =0.034U	面積 A [m ²]	温度差 係数H	A・U・H	冷房期 方位係数 ν _c	冷房期 日射熱 取得量 ν _c ・A・η	暖房期 方位係数 ν _H	暖房期 日射熱 取得量 ν _H ・A・η
熱的境界屋根	上				1.0		1.000		1.000	
熱的境界天井	小屋裏				1.0		1.000		1.000	
熱的境界外壁	北	鉄骨造のときは補正熱貫流率U _{rs} を加えた値とする			1.0		0.329		0.260	
	北東				1.0		0.430		0.333	
	東				1.0		0.545		0.564	
	南東				1.0		0.560		0.823	
	南				1.0		0.502		0.935	
	南西				1.0		0.526		0.790	
	西				1.0		0.508		0.535	
	北西				1.0		0.411		0.325	
熱的境界外壁 (階間ふところ)	南				1.0		0.329		0.260	
	南西				1.0		0.430		0.333	
	西				1.0		0.545		0.564	
	北西				1.0		0.560		0.823	
	北				1.0		0.502		0.935	
	北東				1.0		0.526		0.790	
	東				1.0		0.508		0.535	
	南東				1.0		0.411		0.325	
熱的境界基礎壁 (GL+400mm超の部分)	南				1.0		0.329		0.260	
	南西				1.0		0.430		0.333	
	西				1.0		0.545		0.564	
	北西				1.0		0.560		0.823	
	北				1.0		0.502		0.935	
	北東				1.0		0.526		0.790	
	東				1.0		0.508		0.535	
	南東				1.0		0.411		0.325	
熱的境界床	外気				1.0		0.000		0.000	
	床下				0.7		0.000		0.000	
熱的境界ドア (方位および方位係数も記入すること)					1.0					
					1.0					
					1.0					
その他の熱的境界 (温度差係数・方位および方位係数も記入すること)										
			Σ A =		Σ AUH =		Σ ν _c A η =		Σ ν _H A η =	

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5-1) 4/5】

【個人・戸建】
定型様式5-1
(4/5)

(2) 熱的境界基礎・土間

部位	方位・隣接空間	熱貫流率 U [W/mK]	周長 L [m]	面積 A [m ²]	温度差係数 H	L・U・H
基礎	外気				1.0	
	床下				0.7	
土間床	地盤					
			Σ A =		Σ LUH =	

fc, f_Hは建物実況に応じて算出してもよいが、
fc=0.93, f_H=0.51を定数として用いてもよい

(3) 熱的境界窓

窓 No.	設置室	方位	熱貫流率 U [W/m ² K]	日射熱取得率 η	面積 A [m ²]	温度差係数 H	A・U・H	冷房期方位係数 ν _c	冷房期補正係数 f _c	冷房期日射熱取得量 ν _c ・A・η・f _c	暖房期方位係数 ν _H	暖房期補正係数 f _H	暖房期日射熱取得量 ν _H ・A・η・f _H
									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
5									0.93			0.51	
6									0.93			0.51	
7									0.93			0.51	
8									0.93			0.51	
9									0.93			0.51	
10									0.93			0.51	
11									0.93			0.51	
12									0.93			0.51	
13									0.93			0.51	
14									0.93			0.51	
15									0.93			0.51	
16									0.93			0.51	
17									0.93			0.51	
18									0.93			0.51	
19									0.93			0.51	
			Σ A =		Σ AUH =				Σ ν _c Aη =			Σ ν _H Aη =	

窓は1つずつ記入すること

RC造・鉄骨造等の場合に記入すること

(4) 構造熱橋部

部位	方位・隣接空間	線熱貫流率 Ψ [W/mK]	日射熱取得率 η=0.034Ψ	周長 L [m]	温度差係数 H	L・Ψ・H	冷房期方位係数 ν _c	冷房期日射熱取得量 ν _c ・L・η	暖房期方位係数 ν _H	暖房期日射熱取得量 ν _H ・L・η
構造熱橋部										
						Σ LΨH =		Σ ν _c Aη =		Σ ν _H Aη =

(5) 集計値

部位等	面積(Σ A)	熱損失 (Σ AUH, Σ LUH, Σ LΨH)	冷房期日射熱取得 (Σ ν _c Aη)	冷房期日射熱取得 (Σ ν _H Aη)
熱的境界屋根・天井・外壁・床等およびドア				
熱的境界基礎・土間				
熱的境界窓				
構造熱橋部				
合計				
		↑ q値	↑ m _c 値	↑ m _H 値

一次エネルギー消費量の算出に使用

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5-1) 5/5】

【個人・戸建】
 定型様式5-1
 (5/5)

(1) 主たる居室

室名	床面積 [m ²]
小計	

(2) その他の居室

室名	床面積 [m ²]
小計	

(3) 非居室

室名	床面積 [m ²]
小計	
合計	

【Q値算出計算書（定型様式5-2）3/8】

【個人・戸建】
 定型様式5-2
 (3/8)

(g) 熱的境界土間床

※該当する室の数だけ記入すること

ここでは厚さ等の単位が[cm]なので注意

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ_{soil} [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
玄関	A: 外断熱 B: 内断熱				0.70	0.059			0.00	
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ_1 [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ_2 [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側	0.028	5	5.8	15		0	0	0	0.827	1.82
その他	0.028	1.5	1.7	15		0	0	0	1.046	4.55

計算方法の詳細は「住宅の省エネルギー基準の解説」((財) 建築環境省エネルギー機構)を参照

A: 外断熱の場合

$$UF=0.021+0.054\lambda_{soil}$$

$$UL=1.88+0.5\lambda_{soil}-0.005D-1.02T1'^{0.15}-0.001W-0.014T2'$$

B: 内断熱の場合

$$UF=0.022+0.054\lambda_{soil}$$

$$UL=1.77+0.5\lambda_{soil}-0.77T1'^{0.15}-0.003W-0.042T2'$$

ただしT1'=T1 × 0.0326 ÷ λ1、T2'=T2 × 0.0326 ÷ λ2

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ_{soil} [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
浴室	A: 外断熱 B: 内断熱				0.70	0.059			0.00	
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側	0.028	3	3.5	15		0	0	0	0.925	3.64
その他		0	0.0	0		0	0	0	2.230	3.64

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ_{soil} [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
	A: 外断熱 B: 内断熱									
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

室名	基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ_{soil} [W/mK]	中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]			中心部面積 A [m ²]	
	A: 外断熱 B: 内断熱									
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

【Q値算出計算書（定型様式5-2）4/8】

【個人・戸建】
 定型様式5-2
 (4/8)

(h) その他の熱的境界部位（1）

部位名			熱橋面積比率	断面1	断面2	断面3	断面4		
材料	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]						
層構成の種類が多く記入欄が不足した場合に、 部位名および層構成を記入									
断面ごと熱抵抗の和									
断面ごと熱貫流率									
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数					

(i) その他の熱的境界部位（2）

部位名			熱橋面積比率	断面1	断面2	断面3	断面4
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]				
断面ごと熱抵抗の和							
断面ごと熱貫流率							
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数			

(j) その他の熱的境界部位（3）

部位名			熱橋面積比率	断面1	断面2	断面3	断面4
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]				
断面ごと熱抵抗の和							
断面ごと熱貫流率							
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数			

■ リース等料金計算書（定型様式6）

「リース等料金計算書」の提出は該当者のみです。

【リース等料金計算書(定型様式6)】

リース等契約書(案)と
整合性を取ることに
注意

定型様式6

リース等料金計算書

1. リース等契約期間

リース等 期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
	年		カ月間							

2. リース等料金計算

補助金がある場合と
なしの場合の両方を算出
に注意

	費用項目	補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
(A)	リース等契約工事金額 [合計]		円[税抜]

(B)	補助金交付申請予定額 [合計]	円	円 (対象費用の1/3)
-----	--------------------	---	--------------

※補助限度額 一戸あたり150万円

(C)	補助金充当後の額 [合計] (A) - (B)	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	----------------------------	-----------	-----------

(D)	リース等保険料・諸税等	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	-------------	-----------	-----------

(E)	金利	%	%
-----	----	---	---

(F)	金利(金額)	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	--------	-----------	-----------

(G)	リース料等総額	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	---------	-----------	-----------

